

有期勞役刑體系の形成

——「二年律令」に見える漢初の勞役刑を手がかりにして——

宮 宅 潔

はじめに

第一章 勞役刑の刑期をめぐる

一、有期刑說の新たな展開

二、有期刑說の検討

第二章 勞役刑徒への處遇とその差違

一、勞役内容

二、刑具の有無など

三、刑徒の配置とその就勞形態

四、刑徒の家族等への處遇

第三章 秦・漢初の緣坐制度

一、「收」——沒收制度

二、「二年律令」に見える緣坐制度

三、緣坐制度の改革

四、緣坐制の「復活」をめぐる

五、肉刑の廢止と文帝改制の意味

おわりに

はじめに

本稿が考察の対象とする時代は、秦より前漢文帝の十三年（前一二七）、すなわち肉刑が廢止される年までで、文中に「漢

初」とあるのは、漢成立からこの年までを指す。この時期の勞役刑には、まず睡虎地出土の秦律によると、次の五種があった。

城旦舂（男性は城旦、女性は舂刑とされる） 鬼薪白粲（男性が鬼薪、女性が白粲） 隸臣妾（男性が隸臣、女性が隸妾） 司寇 候

このうち、本稿は「候」以外の四刑を取りあげる。「候」刑は二〇〇一年に公表された張家山漢簡「二年律令」には現れず、今のところ漢代に行われた形跡がない。また秦律にも僅かにしか見えないので、暫く考察の対象から外した。

秦・漢初の勞役刑をめぐるのは、睡虎地秦簡の發見以來、多くの論者が著され、そこで争點となつたのは、勞役刑には刑期が有つたのか無かつたのか、という問題であつた。これは勞役刑の原初的な性格、ひいては中國における刑罰の起源とも關わりを持ち、睡虎地秦律を主たる素材として論争が繰り返されてきたが、少なくとも日本では收束に向かい、無期刑（あるいは不定期刑）説で大方が一致したといつてよい〔棚山一九九五〕。「有年而免一年有りて免ぜよ」との指示を含む文帝十三年の詔も、刑期の設定を命じたものとされ、この改制により肉刑が廢止されたと同時に、勞役刑はすべて有期化したと解釋されてきた。

筆者もかつて、無期刑説の立場から秦漢の勞役刑を論じたことがある〔宮宅二〇〇〇、以下「前稿」〕。前稿での論點の一つは、各勞役刑が相互に如何なる關係にあり、全體として如何なる體系を構築しているのか、ということにあつた。

勞役刑が有期化されると、やがて髡鉗城旦舂五年・完城旦舂四年・鬼薪白粲三年・司寇二年、そして一年以下の戍罰作、という體系が出來上がる。それゆえに、秦代においても同様の輕重關係が、刑期以外の要素によって設けられており、たとえば鬼薪白粲は城旦舂より一等輕い、と考えられてきた。だが鬼薪白粲刑が適用されるのは、いずれも有爵者をはじめとした特權保有者に限られる。鬼薪白粲は城旦舂刑相當の罪を犯した特權者のために準備された「別の」刑罰であり、城旦舂相當の罪よりも一段輕い犯罪には、隸臣妾刑が適用された。城旦舂―隸臣妾という上下關係がむしろ勞役刑の主軸を

なし、鬼薪白粲は城旦舂の横に位置づけられる——というのが前稿での結論である。

それぞれの勞役刑は獨自の來源を持ち、それゆえに互いに共通する點も相違する點もあったであろう。そうした複数の要素によって各勞役刑は區別され、輕重づけられていた。それが次第に體系化され、そこでの相對的な上下關係がやがては服役期間を基準とした、直線的な上下關係に變わっていったと考えられる。前稿の作業はこうした假説を念頭に置きつつ進められたのだが、その假説を十分に支えるだけの論據には缺け、わずかに鬼薪白粲について、その位置づけを改めるに止まった。

その後、二年律令の公表を経て、鬼薪白粲の位置づけについては、前稿の妥當性が確かめられたように思う。

二年律令の中で、城旦舂と鬼薪白粲は並置されることが多く、それは十三例にのぼる。贖刑の區分においても「贖城旦舂・鬼薪白粲、金一斤八兩」と一括りにされ、その金額も同じである(119簡)。「城旦舂・鬼薪白粲以上」という表現も五例見え、逆に「鬼薪白粲以上」のみで済まされているものはない。このことは兩刑に上下關係がなく、法律上の位置づけや刑徒の處遇において共通する點が多かったことを示しているよう^①。鬼薪白粲が城旦舂と明らかに相違するのは、①上造爵(第二等爵)以上を持つ者など、特權保有者だけに適用される、②肉刑とは併科されない、という二點においてで、他の相違もこの點から生じているように見受けられる。以上二つの相違點は前稿でも指摘したところである。

二年律令は勞役刑徒の扱いに關する、さらに多くの新知見をもたらした。本稿はこれらの新資料に依據しつつ、秦より漢初に至るまでの勞役刑が如何にして序列化されていたのか、そしてそれらは文帝十三年に至って如何なる經緯により有期化され、直線的な體系に整序されたのかという問題、すなわち有期勞役刑の形成史を探ろうとするものである。

まず第一章では刑期の問題を取りあげる。二年律令の公表後、勞役刑に刑期のあった可能性が改めて指摘されている。そうした指摘を行う論考を紹介し、その所論の妥當性を檢證しておく。豫め筆者の結論を述べるなら、城旦舂より司寇に

至る四種の勞役刑は無期であつた。確かに期限付きで勞役に服す刑徒もいたが、そうした有期勞役刑は特定の人間に、あるいは特定の犯罪に適用されたに過ぎない。

四刑が無期であるなら、各刑は刑期以外の如何なる基準により輕重づけられていたのかが問題となる。第二章では勞役刑徒の役務の中味、待遇、その家族への處遇を取りあげ、各刑の間にあつた相違點を整理しておく。なお、ここで組上に載せられるのは城旦舂・隸臣妾・司寇の三刑と有期勞役刑で、鬼薪白粲には附加的にしか言及しない。それは鬼薪白粲に關する史料の不足にも因るが、上述した、鬼薪白粲は城旦舂の横に寄り添うものであるという私見に因るものでもある。他の箇所でも城旦舂と隸臣妾の相違ばかりが取りあげられ、鬼薪白粲が無視されているように映るかもしれないが、その理由も同じである。またもう一つ、前稿の所論と關連して豫め斷っておきたいことがある。前稿では刑徒の勞役は「不名譽な勞役」で、その身分にふさわしい「賤役」であると述べた〔宮宅二〇〇〇、一一～一三頁〕。この點は具體的な論證に缺けるとの批判を受け〔石岡二〇〇一、瀬川二〇〇三〕、また本稿で改めて刑徒の勞役内容を整理した結果、刑徒の役務自體を「賤役」と斷じたのは確かに早計であつた。ここに撤回しておく。ただし勞役刑徒とされるのが身分の轉落を意味したこと―そして彼らにはその地位に相應しい特別な場が與えられたこと―については前稿から考えは變わっていない。第二章での整理はこうした問題意識とも關わりを持つ。

第三章では勞役刑有期化の背景を取りあげる。『漢書』刑法志に據れば、肉刑廢止は一少女の嘆願に文帝が應えて實現したことになる。そうであるならば、それと同時に踏み切られた勞役刑の有期化も、文帝の恩徳の賜物ということになる。だが勞役刑有期化という重大な制度改革の背後には、より現實的な理由が存在したのである。すでに指摘されており、初山一九九五は文帝時の諸政策とあわせて、肉刑廢止の根本的な原因を探る必要を唱えている。本稿の目指すところは、秦漢初の勞役刑體系を組み上げていた原理を確かめたうえで、文帝はなぜ一連の改制に踏み切り、既存の體系

に代えて刑期を目安とした勞役刑體系を構築したのか、その理由を探ってゆくことにある。

第一章 勞役刑の刑期をめぐる

一、有期刑說の新たな展開

二年律令の公開後に發表された次の論文は、勞役刑に有期のものがあったことを主張する。まず李均明二〇〇三。李氏は二つの表現に注目する。一つは「繫城旦某歲」という表現で、こうした刑名が見えるからには、特定の條件下では城旦舂刑にも刑期があったとする。もう一つは「復城旦舂」という句である。この語は二年律令中に三例みえ、ここではその一つを挙げておく。

城旦舂亡、黥、復城旦舂。鬼薪^①白^②也、皆答百。(二年律令164)

城旦舂が逃亡したならば、黥して復城旦舂とする。鬼薪…(?)白…であれば、いずれも答百とする。

「復」が重ねて、再び、の意であれば、「復城旦舂」とは「再び城旦舂刑に服す」ことであり、「二度目の城旦舂刑」があり得るなら、この刑には刑期がなくてはならない。氏は『周禮』秋官司圜の「能改者、上罪三年而舍、中罪二年而舍、下罪一年而舍。」も挙げ、「刑期」という觀念が古より存在したことを強調する。だが刑期が無かった、あるいは不定期であった可能性も完全には否定せず、二年律令の時代は不定期から有期へ移行する過渡期であったと結論する。

續いて邢義田二〇〇三。この論文では、有期勞役刑の存在を示すより多くの論據が挙げられており、まずは二年律令の90〜92簡が取りあげられる。

有罪當耐、其法不名耐者、庶人以上耐爲司寇、司寇耐爲隸臣妾。隸臣妾及收人有耐罪、鵠(繫)城旦舂六歲。鵠(繫)

日未備而復有耐罪、完爲城旦舂。城旦舂有罪耐以上、黥之。其有贖罪以下、及老少不當刑、刑盡者、皆答百。城旦刑盡而盜賊百一十錢以上、若賊傷人、及殺人而先自告也、皆棄市。(二年律令90、92(具律))

邢氏はこの條文を次のように翻譯する。

耐刑に處すべきだが、もしも法に耐刑に處せという明文がなければ、罪を犯した者の身分が庶人以上の場合は耐司寇とし、司寇であれば耐隸臣妾とし、隸臣妾、および連坐して沒收された者であれば繫城旦舂六歳とする。もし繫城旦舂の服役日數が終わらないうちに、さらに耐罪を犯したならば、完城旦舂とする。城旦舂が耐罪を犯したならば、黥する。「城旦舂が贖罪以下の罪を犯したとき、および老少であるために刑を受けるべきでないときは、刑期を満了した後で答刑一百を受ける。」城旦が刑期を満了してから、さらに百十錢以上の盜賊を働いたとき、あるいは人を賊傷したり殺したりして、先に自首したときは、すべて棄市とする。

右の條文中の「繫城旦舂六歳」という刑罰に氏もまず着目し、『周禮』司圜の記事(前出)や銀雀山漢簡を擧げて、有期刑の概念は戰國時代にすでに存在していたとする。その上で睡虎地秦簡の、

隸臣妾舂(繫)城旦舂、去亡、已奔、未論而自出、當治(答)五十、備舂(繫)日。(法律答問132)^⑤

隸臣妾が繫城旦舂とされていて、逃亡し、すでに逃げ出したが、まだ論斷されないうちに自ら出頭したら、答五十に相當し、繫日を充足させる。

當耐爲隸臣、以司寇誣人、可(何)論。當耐爲隸臣、有(又)舂(繫)城旦六歳。(法律答問118)

耐隸臣に相當する者が、司寇刑に當たる罪で人を誣告したならば、どのように論斷するのか。耐隸臣としたうえで、さらに繫城旦六歳とするのに相當する。

などを示し、前者の「備繫日」とは「服役期間を満了させる」ことであるし、後者においても「繫城旦六歳」には明らか

に刑期があり、秦においては確かに有期刑が行われていたとする。

さらに右條に見える「刑盡」の語を、「刑竟」や「各盡其刑」の類語であるとして、「刑期を満了する」と翻譯し、刑期の存在をはっきりと主張する。

續いてもう一條、二年律令93～98簡が引かれる。この條文は後文で取りあげ、譯もそこで確定させるので、ここでは原文の、關連する部分のみを掲げておく。

鞫（鞫）獄故縱・不直、及診・報・辟故弗窮審者、死罪、斬左止爲城旦、它各以其罪論之。…（中略）…其非故也、而失不□□以其贖論之。爵戍四歲及齔（繫）城旦舂六歲以上罪、罰金四兩。贖死・贖城旦舂・鬼薪白粲・贖斬宮・贖劓、齔不盈四歲、齔（繫）不盈六歲、及罰金一斤以上罪、罰金三兩。齔（繫）不盈三歲、贖耐・贖畝（遷）、及不盈一斤以下罪、購・沒入・負債・償日作縣官罪、罰金一兩。

これは不當な刑罰を人に科したときの處罰規定で、冒頭はそれが故意であった場合の、「其非故也」以下は過失であった場合の科罰を定めている。そこには、

戍四歲／戍不盈四歲

繫城旦舂六歲以上／繫（城旦舂）不盈六歲／繫（城旦舂）不盈三歲

という、「戍」刑と「繫城旦舂」刑の「等級」が看取でき、また「償日作縣官」という刑名も見える。この記事から邢氏は、繫城旦舂六歲などの刑について、

- ① 一定の年数による等級があるので、これらは正刑であって附加刑ではない。
- ② 刑期の長さで刑の輕重が決められており、刑期はすでに刑罰の等級を決める原則の一つであった。
- ③ 「償日作縣官罪」も正刑で、何らかの勞役刑に加重されるものではない。

と所見をまとめている。

とはいえ邢氏も無期刑の存在自體は否定しない。例えば、城旦舂も鬼薪白粲も贖刑の額は同じであり(119簡 前掲)、もし兩者に刑期の差があるとしたら、それを贖うための財物が等量とは考えられないので、無期の勞役刑も存在したのであると述べる。無期と有期の竝存を、邢氏も過渡期的な狀況と捉え、兵員の需要が戰國時代に増加した結果、罪隸が解放されて兵となり始め、この變化のなかで、罪人を解放するという發想が生まれ、刑期が生じてきた、との見通しを示す。

以上の二論文は、有期か無期かという二者擇一の議論を展開するのではなく、無期・有期の兩者があったとして、その竝存を主張するものである。一體、勞働でもって罪を償わせる刑罰が「勞役刑」であるとすれば、秦の勞役刑にも一定の「刑期」を持つものがあることは、かねてより知られていた。まず「繫城旦舂六歲」という表現は睡虎地秦簡にすでに見え、有期刑説の立場からは城旦舂の刑期が六年である明證とされてきた。この他にも、たとえば「戍歲」という刑罰も秦律雜抄の一條文(11~15)にしか見えないが——睡虎地秦簡に現れる。また財産刑に處された者、あるいは國家に負債のある者が、錢財の代わりに勞働でそれを支拂うことがある。この場合、必要な金額分働き終えた時點で勞役は終了するので、見方によってはこれを有期勞役刑と呼ぶこともできる。

ただし無期刑説の立場からは、これら有期刑は附加的なもの、あるいは財産刑の代替刑と位置づけられ、城旦舂・鬼薪白粲・隸臣妾・司寇の四刑、あるいはこれに「候」刑を加えた五つの勞役刑とは區別されてきた。その上で五刑の刑期が問題とされ、無期という結論が得られていたのである。

それに對して上記二論文、とりわけ邢論文は、「繫城旦舂」刑や戍邊刑が特殊な刑罰ではなく、刑期の長短によって整序された正刑であったと説く。これは從來の議論にも影響を及ぼすものであり、その當否を確かめておかねばならない。

また二論文は刑期が存在した證左として「復城旦舂」や「刑盡」などの語を取りあげるが、その意圖するところは、た

だ單に無期・有期の並存を指摘するに止まらず、城旦舂や鬼薪白粲といった刑にも刑期があったことを傍證せんがためであるようにも映る。李・邢氏はこの點についてあくまで慎重な態度をとっているが、楊頡慧二〇〇四は城旦舂などの勞役刑にも刑期があったと明言する。楊氏が論據とするのは次の條文である。

隸臣妾・收人亡、盈卒歲、舛（繫）城旦舂六歲。不盈卒歲、舛（繫）三歲。自出毆、□□。其去舛（繫）三歲亡、舛（繫）六歲。去舛（繫）六歲亡、完爲城旦舂。（二年律令166）

隸臣妾・收人が逃亡して滿一年になれば、繫城旦舂六年とする。一年未滿であれば、繫城旦舂三年。逃亡後自ら出頭したならば、……。繫三年の刑から逃れば、繫城旦舂六年。繫六年の刑から逃れば、完城旦舂。

隸臣妾が逃亡すれば繫城旦舂刑に一定期間當てられ、その期間内に再び逃亡すれば完城旦舂刑とされた。隸臣妾↓繫城旦舂↓完城旦舂と刑が重くなっており、そのうち繫城旦舂には明らかに刑期があるのだから、隸臣妾も有期刑である、というのが氏の主張である。また楊氏も「刑盡」という語に注目し、城旦舂にも刑期はあったと結論する。

刑期の存在を指摘する諸説には、正刑としての有期勞役刑も存在したという指摘に止まるものと、さらに踏み込んで、勞役刑はすべて有期であると斷ずるものとに分かれる。以下、これらの諸説に對する反應、あるいは無期刑説を強く打ち出した論考を紹介し、同時に私見をまとめておく。

二、有期刑説の検討

有期刑説が展開される一方で、同じ二年律令を利用して無期説を唱える論考も現れている。張建國二〇〇四はすでに引用した二年律令90～92簡を挙げ、無期刑説を主張する。行論と關係するのは90～91簡の、

有罪當耐、其法不名耐者、庶人以上耐爲司寇、司寇耐爲隸臣妾。隸臣妾及收人有耐罪、舛（繫）城旦舂六歲。舛（繫）

日未備而復有耐罪、完爲城旦舂。城旦舂有罪耐以上、黥之。

という部分で、さらに絞り込んで圖式化すると、

隸臣妾及び收人が耐刑に當たる罪を犯す↓繫城旦舂六歲

繫城旦舂六歲に服役中、さらに耐罪を犯す↓完城旦舂

という科罰を述べた箇所である。有期説の代表的な見解では完城旦舂は四年（ないしは五年）刑とされ、それに従ってこの箇所を解釋すると、隸臣妾等が耐罪を犯すと六年刑に、さらに耐罪を繰り返すと四年刑とされることになり、罪を重ねた方が刑が軽くなってしまう。こうした矛盾を指摘して、張氏は無期説を支持する。ただし張論文は有期刑説を唱える他の論文を參照しておらず、したがって新たな有期刑説への反論はなかった。

以下、有期刑説の論據について、その妥當性を見直してゆきたい。まずは最も踏み込んだ見方を示す楊論文から。

楊氏が論據とする165簡（九頁）は右に挙げた90〜91簡と關連する。煩雜になるが、90〜91簡に見える科罰の原則をすべて簡條書きにして示しておく。

- ① 庶人が耐刑に當たる罪を犯す
↓耐司寇
- ② 司寇が耐罪を犯す
↓耐隸臣妾
- ③ 隸臣妾及び收人が耐罪を犯す
↓繫城旦舂六歲
- ④ 繫城旦六歲に服役中、さらに耐罪を犯す↓完城旦舂

これは一見、司寇↓隸臣妾↓繫城旦舂六歲↓完城旦舂と、刑罰が加重されているように讀める。しかし正確には、司寇↓隸臣妾↓隸臣妾の身分で繫城旦舂に六年間服役↓完城旦舂、という關係にある。その證左となるのが睡虎地秦簡の法律答問117・118である。

當耐司寇而以耐隸臣誣人、可(何)論。當耐爲隸臣。●當耐爲侯(候)罪誣人、可(何)論。當耐爲司寇。(法律答問117)
耐司寇刑に相當する者が、耐隸臣刑に當たる罪で人を誣告したならば、どのように論斷するのか。耐隸臣とする。
…(下略)…

當耐爲隸臣、以司寇誣人、可(何)論。當耐爲隸臣、有(又)毆(繫)城旦六歲。(法律答問118 前出(六頁))

誣告反坐の原則に照らせば、前者のケースは耐司寇刑徒が耐隸臣相當の罪を犯したことになる、状況としては②と同じである。そして量刑も②と同じく耐隸臣。一方、後者は耐隸臣刑徒が司寇相當の罪を犯したケースで、従ってこれは③と同じ。ここでもまた同じ量刑が適用されているのなら、③は正確には、

③ 隸臣妾が耐罪を犯す→耐隸臣妾+繫城旦舂六歲

であることになる。165簡(九頁)でも、隸臣妾は隸臣妾の身分のまま繫城旦舂三歲・六歲とされるのであって、隸臣妾から繫城旦舂某歲に刑が切り替わるのではない。以上により、楊氏の所論には従えない。

續いて李・邢論文。この二論文に對しては、それに直接反論した論考が現れている。まず邢氏が着目した「刑盡」の語については、それが「刑期滿了」ではなく、「所定の肉刑を加え盡くした」との意であることがすでに指摘されている。その最も早いものは、管見の限り池田夏樹二〇〇三のそれである。ただしそこでは本格的な考證は行われていない。續いて三國時代二〇〇四も同様の解釋を示した。中國では支強二〇〇四があり、「刑」字が「刑罰」ではなく、「肉刑」を意味することを強調し、そのうえで「刑盡」を「肉刑執行完畢」と解釋している。

90-92簡の、「刑盡」の語が現れる部分(譯文の、括弧でくくった箇所(六頁))に立ち返ると、邢氏の解釋「城旦舂が贖罪以下の罪を犯したとき、および老少であるために刑を受けるべきでないときは、刑期を滿了した後で笞刑一百を受ける」というのは、その意味するところが判然としない。邢氏自身、「老人や子供が刑を受けるに當たらぬのなら、どうして刑に服し終

わってからいづれも百回答打たれると附言しているのだろうか？（既然老小不當刑、爲何又說服完刑皆答打一百？）と首を傾げ、字句に誤りがあることを疑う。そして別案として「老小不當刑」の「刑」は肉刑のことで、老小は肉刑を受けることはないが、服さねばならない勞役はある、との謂であらうか、とも推測する（三三三頁、注四）。氏の別案をふまえて譯し直すなら、城旦舂で贖罪以下の罪を犯した者、及び老少で肉刑が適用されない者は、刑期を満了してから、いづれも答百とする。となろう。だがこの解釋でも、老少の者に答刑を加えるのをなぜ刑期満了まで待たねばならないのか、はっきりしない。また「刑」字を一方で肉刑と、他方では刑罰、刑期と釋すのも、一貫性に缺ける。

この條文を理解する際、まず確定できるのは「刑」の意味で、これは一般的な「刑罰」ではなく、邢氏自身が言及し、支氏が詳細に論ずるとおり「肉刑」の意である。幼少・老年であっても、全ての刑罰から免れ得たわけではないが、肉刑の適用は避けられた。二年律令には、

公士・公士妻及□□行年七十以上、若年不盈十七歲、有罪當刑者、皆完之。（二年律令83）

公士や公士の妻、および□□年齢が七十以上、もしくは年齢が十七歳に満たず、罪を犯して肉刑に當たる場合は、いづれも完とする。

という規定がある。よってそのすぐ下に現れる「刑盡」の「刑」も「刑期」ではなく「肉刑」の意で解釋せねばなるまい。90〜92簡の「有罪耐以上、黥之」以下の解釋を簡條書きで示すなら、以下の通りである。

城旦舂が耐罪以上の罪を犯したときには黥刑を加える。

城旦舂であるが犯した罪が贖罪以下の罪であるとき

城旦舂が耐罪以上を犯したが老小である故に黥刑を加えられないとき

“ すでに「刑盡」であるとき

↓いづれも答百

ただし城旦刑盡が特定の罪を犯したときには、死刑にしてしまう。

「刑盡」が「所定の肉刑を加え盡くした」の意であれば、肉刑が免除され、笞刑とされる理由もよく分かる。それは免除されるというよりも、もう肉刑を加えようがないと言った方がよい。

「刑盡」はもう一カ所、122簡にも現れる。その解釋は右の「城旦舂」を「人の奴婢」に置き換えたものとなる。

人奴婢有刑城旦舂以下至畀(遷)・耐罪、黥顔(顔)額鼻主、其有贖罪以下、及老小不當刑・刑盡者、皆笞百。刑盡而賊傷人及殺人、先自告也、棄市。…(下略)…(二年律令122)⁸

人の奴婢が刑城旦舂以下、遷・耐に至るまでの罪を犯したならば、顔・頬に黥して主人に與える。贖罪以下の罪を犯した者、及び老人・年少で肉刑が適用されない、または所定の肉刑が施行され盡くした者については、いずれも笞百。所定の肉刑が施行され盡くしていても、人を賊傷するか、人を殺して自首すれば、いずれも棄市とする。

城旦舂と奴婢には、耐以上の罪を犯したら肉刑が加えられる、という共通点がある。未だ肉刑が加えられていない者にはまず黥刑が施され、さらに耐罪を重ねると劓刑(鼻そぎ)、斬左止刑(左足の切斷)、斬右止刑、腐刑(宮刑)、と刑が疊加されていく。こうした肉刑の疊加は二年律令88簡に見えるものである。すべての肉刑を施された者が、それでもなお罪を繰り返した場合、ひとまず笞刑で済まされたが、特定の罪を犯した場合には遂に死刑とされた。肉刑と死刑との間に畫された一線をそこに窺うことができる。

さて「刑盡」が刑期をめぐる議論と無関係であれば、残るは「復城旦舂」なる語の解釋、及び「繫城旦舂」刑の位置づけである。これについては徐世虹二〇〇四が、李論文に反論するかたちで論及している。

徐氏はまず「刑復城旦舂」について、「復」字は「もどる」の意で、たとえば前掲の164簡(五頁)は「城旦舂が逃亡したな

らば、黥刑を施し、引き續き城旦舂の勞役に就ける」の意と解釋する。徐氏は傍證として、官府で役務に従事していた者が逃亡したならば、罰金刑（貲刑）のうえて「復從事—復た事に従う—」とされる例（法律答問128）を引く。この結論に筆者も異論はない。

一方「繫城旦舂」刑については、それが三種類の場面において現れることが指摘される。一つは財産刑や債務を城旦舂の勞働でもって支拂う場合。財産刑を科せられたり債務を負ったりしたものの、金銭で支拂えないならば、一日八錢という換算率の下、一定期間勞役に就き、それでもって金銭による支拂いに代える。⁹³ こうして勞役に就くことを「居貲贖責」といい、課せられた勞役は城旦舂のそれと同じであることもあった。徐氏はこうした勞役の徒が「繫城旦舂」刑徒の一形態であるとする。⁹⁴

二つ目のケースは、次の二年律令に見えるそれである。

吏民亡、盈卒歲、耐、不盈卒歲、輒（繫）城旦舂、公士・公士妻以上作官府、皆償亡日。其自出毆（也）、答五十、給通事。皆籍亡日。耐數盈卒歲而得、亦耐之。（二年律令157）

吏民が逃亡して滿一年になれば耐。一年未滿であれば繫城旦舂。公士・公士の妻以上は官府で勞役し、いずれも逃亡していた日數を償う。自ら出頭したならば、答五十にして、徭役負擔を充足させる。いずれも逃亡した日數を記録する。計算して延べ一年以上にして捕らえられた者も、また耐。

傍點部に見えたとおり、逃亡罪を犯した吏民のうち、逃亡期間が一年未滿の者には繫城旦舂刑が科せられた。

第三に、繫城旦舂には刑徒が重ねて罪を犯した場合に適用されるという特徴がある。すなわち隸臣妾・收人が耐罪以上を犯したとき（二年律令90、91）と、同じく隸臣妾・收人が逃亡罪を犯したとき（二年律令165）に、繫城旦舂刑が用いられている。

徐氏は以上を指摘したうえで、「繫城旦舂」刑は城旦舂等とはまったく異なり、財産刑・負債・逃亡した日数を勞働で償う場合に適用されるか、あるいは勞役刑徒による犯罪に用いられた、と結論する。

徐氏が挙げた第三の特徴は睡虎地秦簡を用いた研究「初山一九八二」の中ですでに指摘されている。秦律において、繫城旦舂は ①すでに何らかの罪を犯し、罪狀が定まっている者か ②「葆子」と呼ばれる特權保有者^①かが、肉刑に相當する罪を犯した場合に限って適用されており、初山氏はこれを「プラスαの言わば罰勞働」と定義する(二九頁)。このうち①の事例の裏付けとなる根本的な規定が二年律令の90～91簡であること、すでに言及した通りである。

さて、徐氏の示した三つの特徴を改めて検討するなら、まず第一の場合において「繫城旦舂」刑は正刑ではない。正刑はあくまで賞刑等の財産刑である。また第三の場合、刑の對象となるのは刑徒、あるいは刑徒となることが確定した者、さらには「葆子」に限られ、「繫城旦舂」刑の特殊性を逆にうかがわせる。残る第二の場合、すなわち一年未滿の逃亡罪に適用されるケースでは、確かに「繫城旦舂」刑は代替刑でもなければ、刑徒などを對象とした處罰でもない。「繫城旦舂」刑が正刑であり、その對象は一般人である。

ただしこの場合、被刑者は逃亡日數と同じ期間だけ「繫城旦舂」として勞役に就くことになっており、その「刑期」は、一年刑、二年刑…と、あるいは一ヶ月刑・二ヶ月刑…という具合に、段階的に等級づけられたものではない。かかる「刑期」を持つ勞役刑は、罪の重さと時間の長さが直接結びつく、逃亡罪のような犯罪にはともかく、それ以外の犯罪には適用できない。繫城旦舂が正刑として科せられることがあったのは認めねばならないが、その適用範圍は限られていた。

そして、たとえ正刑としての有期勞役刑が存在したとしても、そこから進んで、すべての勞役刑が有期であるとする所見には従えない。二年律令は「繫城旦舂」刑と城旦舂刑がまったく別物であることを示しているからである。その手がかりとなるのは93～98簡である。改めて一簡ごとに分けて原文を引き、譯をつけておく。

鞠(鞠)獄故縱・不直、及診・報辟故弗窮審者、死罪、斬左止(趾)爲城旦、它各以其罪論之。其當輟(繫)城旦舂、作官府償日者、93

罰歲金八兩、不盈歲者、罰金四兩。94

□兩、購・没入・負債、各以其直(值)數負之。其受賂者、駕(加)其罪二等。所予臧(贓)罪重、以重者論之、亦駕(加)二等。其非故也、而失不 95

□□以其贖論之。爵戍四歲及輟(繫)城旦舂六歲以上罪、罰金四兩。贖死・贖城旦舂鬼薪白粲・贖斬宮・贖劓、戍不盈 96

四歲、輟(繫)不盈六歲、及罰金一斤以上罪、罰金二兩。輟(繫)不盈三歲、贖耐・贖畧(遷)、及不盈一斤以下罪、購・没入・負債・償日作縣

官罪、罰金二兩。97

取り調べて故意に罪を見逃したり、罪に輕重をつけたり、及び診問や判決の報告に於いて罪を避けようとして故意に審理を盡くさない場合は、死刑ならば斬左止城旦とし、その他の刑なら同じ刑によってこれを論斷する。繫城旦舂や、官府での勞役に當てられ、所定の日數を償った場合は、一年ごとに八兩の罰金を科し、一年に滿たない場合は、罰金四兩。……兩、賞金・財産沒收・損害賠償を科されたのであれば、それぞれの相當額を負擔する。賄賂を受け取った場合は、刑二等を加重する。もし收賄による贓罪の方が重ければ、重い方の刑でその者を論斷した上で、やはり罪二等を加重する。故意によるのではなく、誤って……しなかったのであれば、それに應じた贖刑によって論斷する。戍邊四年及び繫城旦舂六年以上の刑であれば、罰金四兩。贖死・贖城旦舂鬼薪白粲・贖斬宮・贖劓、四年未滿の戍邊、六年未滿の繫城旦舂、及び罰金一斤以上の罪であれば、罰金二兩。三年未滿の繫城旦舂、贖耐・贖遷、

及び罰金一斤未滿の罪、購・財産沒收・損害賠償・官署での勞役による所定の日數を償う刑であつたならば、罰金一兩。

右條の前半部分に據ると、故意に不當な刑罰を與えた者には、①その刑罰が死刑であれば斬左止城旦刑が、②その他の刑であればその刑が逆に、③繫城旦舂刑など、所定の期間勞役に就く刑であれば罰金刑が、それぞれ科せられた。このうち②の「その他の刑」に含まれるものとしては、城旦舂をはじめとした勞役刑がまず挙げられよう。ここで城旦舂と繫城旦舂とはあくまで別の範疇のものとされ、城旦舂刑を不當に科した者が城旦舂とされたのに對し、繫城旦舂刑の場合は、何年、何十年であろうとも、罰金刑で濟んだ。

後半の「其非故也」以下は、故意ではなく、誤って不當な刑罰を與えた者への科罰規定である。「而失不」で95簡の記載は終わり、96簡の冒頭二字は判讀されておらず、以下「以其贖論之。爵戍四歲」と條文は續く。ここで不鮮明な字跡を含む句を無視すると、「爵戍四歲及繫城旦舂六歲以上罪」より以降は、有期の勞役刑を誤って科した場合について規定するのみで、死刑や肉刑、勞役刑の誤審には言及がないことになる。おそらく「以其贖論之」が死刑等を誤審した者への科罰を簡潔に規定しているのであろう。すなわち、言葉を補って譯すなら、「死刑であれば贖死で、城旦舂・鬼薪白粲刑であれば贖城旦舂・鬼薪白粲刑で、…とそれぞれその刑に對應する贖刑によって論斷する」というのが、條文の言うところであろう。¹³ 以上を圖にまとめておく。

故意に不當に與えられた刑罰	不正を犯した者に科せられる刑罰
死罪	↓ 斬左止城旦
城旦・鬼薪	↓ 城旦・鬼薪
斬・腐	↓ 斬・腐
劓・黥	↓ 劓・黥
耐	↓ 耐
遷	↓ 遷
城旦舂・作官府	
一年以上	↓ 罰金八兩×年數
一年未滿	↓ 罰金四兩

誤って不當に與えられた刑罰	誤審をした者に科せられる刑罰
死罪	↓ 贖死罪 (金一斤八兩)
城旦・鬼薪	↓ 贖城旦・鬼薪 (金一斤八兩)
斬・腐	↓ 贖斬・腐 (金一斤四兩)
劓・黥	↓ 贖劓・黥 (金一斤)
耐	↓ 贖耐 (金十二兩)
遷	↓ 贖遷 (金八兩)
戍四歲以上	↓ 罰金四兩
繫城旦六歲以上	
贖死・贖劓・黥(金一斤)	
戍四歲未滿	↓ 罰金二兩
繫六歲未滿	
罰金一斤以上	
繫三歲未滿	
贖罪耐(十二兩) 遷(八兩)	
罰金一斤未滿	↓ 罰金一兩
購・沒入・負債・償日作縣官	

右の圖から、繫城旦舂刑と城旦舂刑との違いが改めて見て取れる。誤って城旦舂刑を科したら、贖城旦舂刑に相當し、金一斤八兩を差し出さねばならないが、繫城旦舂刑であれば、その刑期が六年以上であっても、罰金四兩で済まされる。繫城旦舂と城旦舂刑以下の勞役刑とははっきりと異なるものであり、刑の重さにおいて格段の違いがある。

繫城旦舂六歳以上―すなわちそれが十年であろうと二十年であろうと―よりも、城旦舂の方が重い、というからには、城旦舂は終身刑であると見なす他ない。かつ繫城旦舂も城旦舂と同じ役務に就いたとすれば、勞役内容以外に、城旦舂刑をより重刑たらしむ要素のあったことが同時に豫想される。無期勞役刑徒は各々どのように處遇され、如何なる形でそれぞれの刑は輕重づけられていたのか。

第二章 勞役刑徒への處遇とその差違

一、勞役内容

城旦舂・鬼薪白粲・司寇という呼稱は、それぞれに科せられた勞役の種類に由來するとされる。『漢舊儀』の説明では、城旦は築城、舂は穀物の脱穀、鬼薪は鬼神祭祀のための薪蒸採集、白粲は祭祀に用いる穀物の選別、司寇は警備業務に就いたことになっている¹⁾。だが周知のとおり、刑徒の勞役は實際には種々多様であった。夙に濱口重國一九三六aや陳直一九八〇が漢代勞役刑徒の職務を整理しており、そこに挙げられたものだけでも、樹木拔採・鹽鐵生產・採銅鑄錢・手工業・宮殿建築・道路橋梁の修築・陵墓造營・邊境防備等の軍役・磚瓦製造、と多岐にわたる。

時代を統一秦から漢初までに限定するなら、まず思い浮かぶのは阿房宮や始皇帝陵の建設に天下の「隱宮・徒刑者七十萬人」が集められたことである（『史記』秦始皇本紀）。この七十萬人の中には、黥刑に處された黥布も含まれていたし、劉邦

も「縣の爲に徒を驪山に送る」(『漢書』高帝紀)職務に就いた。この他にも、

江に浮かび、湘山祠に至る。大風に逢い、幾んど渡るを得ず。……ここにおいて始皇大いに怒り、刑徒三千人をして皆な湘山の樹を拔り、その山を赭にせしむ。(『史記』秦始皇本紀)

六月、諸侯王・列侯の徒隸二萬人を發し長安に城く。(『漢書』惠帝紀 三年)

といった記事が史書に見える。幅廣い勞役に刑徒が動員され、時には中央での勞役にも驅り出されていた。

ただし史書の記事は、動員された者達を「徒」や「刑徒」「徒隸」などと表現するだけで、それが城旦刑徒なのか、隸臣刑徒なのか、それともそれらすべてであったのか、明言しない。そもそも「徒」≡刑徒ではなく、徭役に就けられた一般民も「徒」と呼ばれた、という見解すらある。⁽¹⁵⁾ 各刑徒の勞役内容を吟味し、その間に相違があったのか否かを確かめるには、やはり出土文字史料に頼らざるを得ない。

睡虎地秦簡にみえる刑徒の勞役内容は、すでに傅榮珂一九九二が整理を試みている。これを参照しながら、睡虎地秦簡以外の史料も用い、かつそれぞれの勞役刑徒ごとに、課せられた役務に違いはあったのかという觀點から具體的に整理しておく。

a. 城旦舂刑徒の勞役(附 鬼薪白粲)

土木作業…城旦は城垣の建設(「垣」⁽¹⁶⁾)や官府の建設・補修などの土木作業にかり出された。舂も土木工事(「土功」⁽¹⁷⁾)に就けられることがあった。⁽¹⁸⁾

守衛…「守署」として睡虎地秦簡に現れるのは、官衙守衛の役務であろう。⁽¹⁹⁾ 城旦が「守署」やそれに類する職務に就く際には、「垣」の時よりも支給食糧が減らされている。城旦が「安事」に就く際には食糧支給は減らされる、との規定が

あり、守衛の職務はこの「安事」に当たったのであろう。²⁰

手工業労働・城旦舂が「工」とされたことは、睡虎地秦簡にその例があるのみならず、秦の器物刻辭にも「工城旦」の語が見える〔朮山一九八二、八頁、注⑤〕。

物資の運搬・里耶秦簡から、城旦舂が「傳送・委輸」に動員されたことが知られる。長文であるがここに引用しておく。

廿七年二月丙子朔庚寅、洞庭守禮謂縣嗇夫・卒史嘉・假卒史穀・屬尉。令曰、傳送・委輸必先悉行城旦舂・隸臣妾・居貨贖責。急事不可留、乃興徭。●今洞庭兵輸內史及巴・南郡・蒼梧。輸甲兵、當傳者多、節傳之、必先悉行乘城卒・隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲・居貨贖責・司寇・隱官・踐更者。田時毆、不欲興黔首。嘉・穀・尉各謹案所部縣卒・徒隸・居貨贖責・司寇・隱官・踐更縣者簿有可令傳甲兵。縣弗令傳之而興黔首、興黔首、可省少弗省少而多興者、輒劾移縣。縣亟以律令具論、當坐者言名史泰守府。嘉・穀・尉在所縣上書、嘉・穀・尉令人日夜端行。它如律令。（里耶秦簡J1⑤005A）

始皇帝二十七年（前二一〇）二月丙子朔庚寅、洞庭郡守の禮が縣嗇夫・卒史嘉・假卒史穀・屬尉に申し傳える。令に「傳送・運輸を行う際には必ず先に城旦舂・隸臣妾・居貨贖責をすべて動員する。急ぎの任務で留めておけないならば、徭役労働を徴発する」とある。●いま洞庭郡の武器が内史及び巴郡・南郡・蒼梧に輸送される。武器を輸送するのに、遞送人員が多く必要になるので、もしこれを遞送するとなれば、守城の任に就いている兵卒・隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲・居貨贖責・司寇・隱官・更卒となっている者を必ず先にすべて動員する。農繁時であれば、一般民は徴発しない。嘉・穀・尉はそれぞれ所轄する縣の卒・徒隸・居貨贖責・司寇・隱官・縣で更卒となっている者の名簿に、武器を遞送させることのできる者がいるかを調べよ。縣がこの者達に遞送させず一般民を徴発した場合や、一般民を徴発することになっても、その人数を少なくできるのに少なくせず多く徴発した場合は、そのたび

に告發して身柄を縣に移送せよ。縣はすみやかに律令によって論斷し、罪に問われる者についてはその名を史（？）や郡太守府に報告せよ。嘉・穀・尉がいま居る縣は上書し、嘉・穀・尉は日夜正しく行なわせよ。その他は律令の通りにせよ。

二月丙辰、遷陵丞歐敢告尉、告郷・司空・倉主。前書已下、重聽書從事。尉別都郷・司空、司空傳倉、都郷別啓陵・貳春。皆弗留脫。它如律令。…（下略）…（里耶秦簡 J1⑥005 B）

二月丙辰、遷陵縣の丞歐は尉に告げ、郷・司空・倉主に告げさせる。前に文書がすでに下された。重ねて文書を承けて任務を行え。尉は都郷・司空に別に伝え、司空は倉に伝え、都郷は啓陵・貳春縣に別に伝えよ。いずれもぐずぐずしてやり損なつてはならない。その他は律令の通りにせよ。…（下略）…²²

この文書は非常に興味深い内容を持つが、ここでは城旦舂が物資の輸送に優先的に動員されたこと、そしてそれが「令」に明記されていたことを指摘しておく。

炊事係…《奏讞書》^⑩で、役人が舂を私用に使いながら、臺帳をごまかして「徒養」に就いていたことにしている。城旦、すなわち男性刑徒が「養」にされたという記事は、今のところ見あたらない。

家畜の牧養…二年律令には家畜が農作物を食べてしまったときの科罰規定があり、それが「吏徒」の牧養する官有の家畜であった場合にも言及される。²³ この「徒」が何を指すのかは明言されないが、下文に「…城旦舂・鬼薪白粲であれば、答百に處し…」とあるので、城旦舂がそこに含まれたのは確かである。

刑徒の引率…「城旦司寇」（司寇の業務に携わる城旦）なる者が城旦刑徒を引率することがある。²⁴

城旦舂については以上である。²⁵ こうした作業に就く時、城旦舂刑徒には監視がつけられることがあり、二十人の城旦舂

に一名の監視役（城旦司寇）⁽²⁶⁾が配置された。右の作業のうち、守衛や炊事係の役務はともかく、他の役務には集團で動員されたことが窺える。

續いて鬼薪白粲の勞役内容を挙げねばならないが、史料が少なく、且つすべてが城旦舂のそれと共通する。具體的には土木工事、手工業勞働⁽²⁷⁾「柵山一九八二、八頁、注⑤」、物資の運搬（前引里耶秦簡）、家畜の牧養⁽²⁸⁾である。

b. 隸臣妾刑徒の勞役⁽²⁹⁾

土木工事…隸臣妾は城旦舂と同様に城垣の建設に使われ、その際には城旦舂と同量の食糧が支給された。⁽³⁰⁾

手工業勞働…睡虎地秦簡からも、さらには鐵器等の銘文からも隸臣妾が「工」とされていたことが知られる「柵山一九八二、八頁、注⑤」。銘文に見える頻度は他の刑徒より壓倒的に多い。

物資の運搬…城旦舂の條に引いた里耶秦簡を参照。

御者・炊事係…「僕・養」も隸臣妾の勞役であった。「隸臣に、器用で工となれる者がいれば、それを人の下僕や炊事係にしてはならない」という秦律條文は、⁽³²⁾下僕や炊事係の仕事が隸臣妾の主要な役務であったことを窺わせる。《奏讞書》⁽²²⁾（206簡）には「僕隸臣」なる呼稱も見えている。

刑徒の引率…隸臣妾が城旦舂を「將いる」ことがあり、その際に城旦舂の逃亡を許したならば、罪に問われた（法律答問116）。ただしこれは隸臣妾の主たる職務ではなく、「城旦司寇」が足りないときには隸臣妾が動員される、というものであった。⁽³³⁾

警察業務…「牢隸臣」⁽³⁴⁾と呼ばれる隸臣が犯罪者の收捕（封診式50～51）や殺人・自殺の現場檢證（封診式55～62など）において姿を見せる。また「牢隸臣」以外に、出産經驗の有る隸妾が喧嘩から生じた流産の現場にかり出され、その様子を檢

證している例もある（封診式84～90）。

文書の遞送…隸臣妾が「行書」に使役される—老弱や信賴の置けない者は除かれるが—こともあった。⁽³⁵⁾ 里耶秦簡には實際に、「隸臣」「隸妾」が郵書を持ってきた、という記録が見える。⁽³⁶⁾

耕作…睡虎地秦簡に「隸臣田者」なる語が見え、⁽³⁷⁾「隸臣の田づくる者」の意に理解されている。

かねてより指摘されるとおり、隸臣妾が従事する役務の種類は多く、彼らは様々な場所に配置されていた。睡虎地秦律の時代には行われなくなっていたものの、かつては罪を犯した史・卜が「史隸」「卜隸」とされ、⁽³⁸⁾處罰以前と同様の業務に就けられることもあった。隸臣妾が就く役務の多様性は、その配置や役務の割當を制限するような条件が、隸臣妾への處遇にはさほど附帶していなかったことを示唆する。

c. 司寇刑徒の勞役

物資の運搬…城旦舂條に引いた里耶秦簡を参照。武器の運搬に際して、司寇も徵發の對象に挙げられている。ただし規定（「令」）の上では、城旦舂、隸臣妾、有期勞役刑徒（居贖責）が優先的に動員されることになっており、司寇は挙げられていない。「急事」であるがゆえに彼らも動員されたのか、あるいは運搬作業に就く刑徒の監視役として徵發されたのか、定かでない。いずれにせよ、物資運搬は彼らの本務ではなかったといえよう。

刑徒の引率…司寇が足らなければ城旦が「城旦司寇」の任に就いたが、通常は司寇が引率に当たっていた。⁽³⁹⁾

警察業務…《奏讞書》⁽⁴⁰⁾ 22（207簡）では「司寇」が獄史に率いられている。この案例は強盜傷害事件をめぐる一件の記録で、司寇はその容疑者捜しに動員されたようである。

d. 有期勞役刑徒の勞役

土木作業・始皇帝陵附近の刑徒墓から「居貲」と記された墓磚が発見されている。⁽⁴⁰⁾

東武居貲上造慶忌

博昌居此用里不更餘

楊民居貲大教

平陰居貲北游公士滕

闕陵居貲便里不更牙

彼らは故郷を遠く離れて、始皇帝陵の造營に役使されていた。⁽⁴¹⁾

物資の運搬・城旦舂條に引いた里耶秦簡を参照。城旦舂・隸臣妾と並んで、「居貲贖責」も通常動員される對象に挙げられている。

有期の勞役とはいえ、居貲の徒に課せられた役務は輕くない。居貲の徒で「城旦舂に居る」とされる者は、城旦舂と同じ勞役に就けられたと考えられる。「繫城旦舂某歲」という處罰についても同様のことがいえる。少なくとも勞役の種類や中身にかんしては、有期勞役刑徒と城旦舂刑徒との間に相違は認められない。

右に各刑徒の勞役内容を仕分けてみたが、これにはやはり限界がある。「徒」が従事したと記されるのみで、その「徒」が城旦舂刑徒なのか、司寇刑徒なのか明言しない役務が多いからである。二年律令に限っても、「徒」が船員となっていたり^(6-8簡)、「任徒」⁽⁴⁵⁾が禁苑の管理に動員されたり^(58簡)、と様々である。こうした、仕分けない各種勞役の山を抱

えている以上、刑徒への待遇の差違を課せられる労役の種類から歸納的に探ろうとしても、確かな結論は得られない。

ただ唯一、司寇刑徒が特別な地位を占めていたことは窺える。司寇の役務は、その名のとおり、犯罪の取り締まりや刑徒の管理であった。こうした仕事がいわば本務とされ、それ以外の業務、たとえば僕・養や守衛の役務に携わすることは、むしろ禁じられた。

司寇毋以爲僕・養、守官府及除有爲毆（也）。有上令除之、必復請之。司空律（秦律十八種150）

司寇を僕・養にしたり、官府で守衛させたり、および除任して仕事をさせてはならない。上級機關がこれを除任するよう命令したならば、必ず上級に再度確認をとる。

逆に刑徒の引率には司寇が主に就けられ、その数が足りないときに限り「城旦司寇」や隸臣妾が動員されている。

司寇が他の刑徒とは一線を畫すことは他の角度からも窺える。例えば「民吏徒隸」という句が二年律令のなかに見え（249簡）、この表現からして「徒隸」は「民」とは區別されるべき存在で、主に刑徒を指したと見て間違いない。その一方で「司寇・徒隸」という表現もあり（293簡）、ここでは司寇に「徒隸」とは異なる位置が與えられている。

これに對し、城旦舂と隸臣妾の職務は多くが重なり合い、兩者は課せられる労役において違いがなかったように映る。

さらにいえば、徭役にかり出された一般民にも同様の労役は課せられていた。一般の工人与隸臣（工隸臣）も同じ工房で働いていたことは、すでに瀬川氏が指摘し、注意を喚起している「瀬川一九九八」。また里耶秦簡（前掲J11005A）では同じ物資の輸送に刑徒とともに徭役負擔者も徴用されており、文書の遞送に携わった「郵人」も一般民のなかから選拔された。課せられた労役の種類から刑の重さの違い、あるいは一般人と刑徒を區別しようとする發想を見いだすことはできない。

刑の輕重を決めたのがあくまで労役強度であったとするならば、残る目安としては労役の頻度や、その他の勞働環境を想定する他ない。例えば、刑徒には首枷等の刑具が加えられることがあり、強いられる刑具の違いによって刑に輕重がつ

けられた、とする假説もある「瀬川一九九八」。確かに刑具の有無も、勞役が與える苦痛を左右するものであろう。まずこの點から始めよう。

二、刑具の有無など

城旦舂刑徒には首枷・足枷（「桎梏櫟杖」）がはめられ、同時に赤い衣・頭巾の着用が強い⁽⁴⁶⁾られた。枷の着用が勞役の苦しみを増加させたことは、當然のことながら指摘できる。

枷は刑徒に苦しみを與え、脱走を防止する刑具であつたと同時に、貶められた地位にあることを示す標識でもあつた。「標識」、すなわち外見の相違という觀點からすれば、肉刑を加えられた者の殆どが城旦舂とされた⁽⁴⁷⁾ことも、ここで指摘しておきたい。城旦舂刑に限って「完城旦舂」、すなわち肉刑の加えられていない城旦舂という呼稱があるのも、こうした事情に因るものであろう。

これに對して、鬼薪白粲以下の勞役刑名には「耐」が冠せられる。耐とは耐、すなわち鬢や鬚など、頭髮以外の顔毛のことで、耐刑とはそれらの毛をそり落とす刑罰とされてきた「濱口一九三六」⁽⁴⁸⁾。この點において、鬼薪白粲以下の者たちの外貌も特異であつたことになる。

刑具に話を戻すと、鬼薪白粲には肉刑は加えられなかったものの、枷や赤衣は強制された⁽⁴⁹⁾。一方、隸臣妾に加えられた刑具の有無については、それを示す史料がないが、彼らに課せられた勞役には前節で示した通り文書の遞送が含まれており、迅速さが求められる文書の遞送に枷をつけた者が動員されたとは考えにくい。刑徒の引率や警察業務に就く司寇についても同様のことがいえる。

隸臣妾・司寇に赤衣が強い⁽⁵⁰⁾られたのか否かも確としないが、一般民と違う服装をしていたことは間違いない。「徒隸」に

は八稷布、七稷布といった特別な布地が支給され（二年律令418、420）、また衣服が廣く賜與される際にも、司寇以下の者には麻のものが與えられた（二年律令283）。

以上には推論の域を出ない部分もあり、少なくとも現有の史料からは、刑具の違いのみによって各勞役刑に差違がつけられていたと言ひ難い。完城旦舂刑徒と鬼薪白粲、隸臣妾と司寇刑徒との間に、刑具やその他の外貌において、何らかの違いがあったとは言えないからである。より視野を廣げ、刑徒の就勞形態全般を整理せねばなるまい。

三、刑徒の配置とその就勞形態

まずは刑徒の配置について概括しておく。

刑徒は縣ごとに編成され、管理されていた。そのことは高祖が「縣のために」刑徒を護送したことからも窺え（『漢書』高帝紀、前出）、また前掲の里耶秦簡はそれをより具體的に述べている。ここでは刑徒の徵發が縣に命じられ、縣において刑徒の名簿が調べられていた。刑徒は特別な名簿に編入されており、それは「徒隸簿」（『水經注』卷一六穀水條引『文士傳』）と呼ばれることもあった「渡邊二〇〇一」。

それぞれの縣に勞役刑徒を配置する際の具體的な手續きについては、手掛かりとなる史料が十分でない。裁判を受けた縣のなかで、人員を必要とする部署に配屬されたと考えるのが自然であるが、奏讞書の案例⑩（99、103簡）では、内史の雍縣で裁かれ城旦とされた者の身柄が、裁判終了後には汧縣に移されており、裁判を受けた縣においてまず就役したとも限らない。

ともあれ特定の縣に配置された刑徒は、縣司空の割り振りに従って役務に就けられたものと考えられる。縣が必要とする勞働量は司空によって見積もられていたことが、次の睡虎地秦簡から窺えるからである。

…(上略)…縣爲恆事及瀝有爲毆(也)、吏程攻(功)、羸員及減員自二日以上、爲不察。上之所興、其程攻(功)而不當者、如縣然。度攻(功)必令司空與匠度之、毋獨令匠。其不審、以律論度者、而以其實爲繇(徭)徒計。(秦律十八種121、124)

…縣が恆常的な仕事を行うとき、及び特に上申して行うことが有るとき、吏は仕事量を見積もりし、その人員が餘ったり不足したりすること二日以上となれば、「不察」とする。國家が興した事業で、仕事量を見積もって不適當であつた場合は、縣の場合と同じようにする。仕事量を量る際には、必ず司空に匠と一緒に量らせ、匠だけにやらせない。不正確であれば、律によって量つた者を量刑し、實際の仕事量に基づいて徭・徒の計簿を作成する。

二年律令の「秩律」とされる諸條によると、司空は中央・地方の多くの官署に置かれていた。また睡虎地秦律の「司空律」は、司空が一般の徭役労働のみならず、刑徒労働も管掌していたことを示す。右に引用した手続きによって配置される人員の中には、當然刑徒も含まれていたであろう。

必要があれば、刑徒は縣の枠を越えて送り出された。前掲の里耶秦簡では郡單位で勞働力が集められ、内史等への武器輸送に動員されていた。一時的に刑徒が縣外に送られた例となろう。この里耶秦簡では徵發命令が縣から都郷・司空に下されており、刑徒を遠方に派遣する際にも、やはり司空が實際の差配に當つていたことが分かる。

臨時に縣外へ送り出された刑徒の他、遠方に移送されて、そこで繼續的に役務に就く者もいた。本章冒頭に挙げた阿房宮・始皇帝陵建設の際の記事がまず想起される。また中央諸官廳は恆常的に刑徒労働を必要としており、それには京師周邊の刑徒が充てられたのであろうが、地方より刑徒が送られこともあつたであろう。そのほか各地の禁苑や手工業施設、あるいは邊境の防衛據點に刑徒労働が送り込まれたものと推測できる。二年律令518簡では、巴郡の寶園なる禁苑に、扞關を經由して「任徒」が送り込まれており、郡を越えて刑徒が移送され、そこで勞役についたことが窺える。⁵⁰⁾

またいずれに配置されたにせよ、刑徒のうち、城旦舂・鬼薪白粲・隸臣妾には特別な居住場所が與えられた。

隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲家室居民里中者、以亡論之。(二年律令30)

隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲の家族で民里の中に居住する者は、逃亡罪をもってこれを論斷する。

右の條文に見える「家室」には、「家屋」の意もあるが、正史の用例においては「家族」の意で使われるものが多く、かつ家屋が民里に「居る」という表現も不自然なので、「家族」の謂と解釋した。刑徒の家族への處遇は、次節にまとめて述べることとする。

家族が「民里」に住めないからには、もちろん刑徒本人もそこに居住できず、特別な居住區が與えられたのであろう。彼らが住まわされた「特別な居住區」としては、まず「獄」が擧げられる。從來「獄」は裁判を行う場であり、未決囚を收監する場とされてきたが、少なくとも漢代にあつては、獄には既決囚も收監されていた〔富谷一九九八、第Ⅱ編第一章〕。獄は郡縣に置かれるとともに、中央の諸官府にも置かれており、獄が配置された官府を『漢書』百官公卿表から拾いあげてみると、その多くは少府に屬す、あるいはかつて少府に屬した官府である。掖庭の織物を掌る暴室や擇米に與る導官など、少府の屬官を中心とした、一定の人員を必要とする作事官府に獄が置かれ、そこで刑徒勞働が管理され、活用されていたことが分かる。また獄の置かれていないところでも、たとえば時として人里離れたところにある土木工事の現場、鐵官などの手工業施設、さらには官衙の周邊など、「民里」以外の場所に刑徒が集住させられたものと想像できる。

一方、右の條文に言及されない司寇や有期勞役刑徒の場合はどうであらうか。司寇については、明證はないものの、彼らの職務の一つが警察業務―隸臣妾が行う現場檢證等の活動ではなく、捜査活動―であったことからして、その業務に従事する限りでは、本籍地から離れた場所に配置されるのは、合理的とは言えまい。かつ司寇刑徒には田地・宅地も、庶人の半分ではあるが支給されている(二年律令310、313、314、316簡)。司寇刑徒の生活基盤は依然として民里にあり、そのうえで必要な役務に驅り出されたのではないか。

有期勞役刑徒のうち居貨贖責については、始皇帝陵の刑徒磚から彼らが遠方に動員されていたことが知られた。里耶秦簡でも、居貨が家族の住む縣を出て戍邊に就いている。⁹²ただし規定の上では、居貨贖責は農繁期に自らの田地に歸ることができた。

居貨贖責(債)者歸田農、種時、治苗時各二旬。司空律(秦律十八種114)

賞刑・贖刑・負債を勞役で支拂う者が農作業に戻るの、播種の時と苗の世話をする時とそれぞれ二十日とする。
司空律

居貨贖責とその家族の生活基盤は、服役中にも維持されていたことを窺わせる。

以上要するに、有期勞役刑徒や司寇刑徒が從來からの生活を維持したまま役務に動員されたのに對し、城旦舂・隸臣妾刑徒はいずれも民里に居ることができず、特別な場所に居住させられていた、というのが現時點での筆者の推論である。

生活環境の相違をめぐっては、城旦舂と隸臣妾との間にも就勞形態において違いがあった。睡虎地秦簡のいくつかの記事は隸臣妾刑徒に非番の時があったことを示している「朮山一九八二、三、四頁」。

隸臣妾其從事公、隸臣月禾二石、隸妾一石半。其不從事、勿粟。…(下略)…(秦律十八種49 倉律)

隸臣妾で公の役務に従事している者は、隸臣は月に禾二石、隸妾は月に一石半の支給を受ける。従事していない者には、支給しない。

右條のとおり、隸臣妾には役務に服する時と、非番の時とがあり、役務に服する時にのみ食糧が支給された。睡虎地秦簡に見える「更隸妾」が、輪番で服務する隸妾と理解されるのも、こうした就勞形態を念頭に置いていることである。

冗隸妾二人當工一人、更隸妾四人當工【一】人、小隸臣妾可使者五人當工一人。工人程(秦律十八種109)

冗隸妾二人は工一人に相當し、更隸妾四人は工二人に相當し、小隸臣妾で使役できる者五人は工一人に相當する。

工人程

更隸妾節(卽)有急事、總冗、以律稟食、不急勿總。倉律(秦律十八種54)

更隸妾にもし急ぎの役務があれば、冗隸妾を招集し、律に基づいて食糧を支給する。急ぎでなければ、招集してはならない。

睡虎地一九九〇は109簡の「冗隸妾」を「散らばって暮らしている隸妾」と、フルスウェー一九八五は「仕事を割り當てられている隸妾」と譯すものの、いずれも確證がない。この條文からは、「冗」が「更」と對になること、かつ「冗隸妾」には「更隸妾」よりも二倍の勞働力が見込まれていることがわかる。この差は、その熟練度に因り生じるのかもしれないが、兩者の間に勞役の頻度、就勞形態において相違があったと見た方が分かりやすい。交代勤務の「更隸妾」よりも勞働効率の良い「冗隸妾」とは、勤務時間や任務が固定されず、常に動員できる體制におかれていた者ではないか。⁵⁴⁾

隸臣妾の中には交代で役務に就く者もあり、その時のみ食糧が支給されたのだとすれば、彼らには官からの支給以外に、何らかの生活の術があり、たとえ民里に暮らしていなくても、自立した生計を營めるだけの環境があったと考えるほかない。

一方、城旦舂・鬼薪白粲が交代で就勞していた形跡は、いまのところ見あたらない。彼らが常に役務に當てられていたとすれば、まず勞役の頻度において城旦舂と隸臣妾の間に違いがあったことになり、また兩者の生活環境が相違したことをも示唆している。こうした相違が生まれるのは、刑徒の家族及び財産への扱いが各勞役刑の間で相違したことに因る、というのが筆者の推論であり、その點以下に述べることとしたい。家族等への處遇に論を進めよう。

四、刑徒の家族等への處遇

完城旦舂・鬼薪白粲以上の刑に相當する罪——黥城旦舂以上の、重い肉刑を併加される刑罰、あるいは死刑に當たる罪も含む——を犯した者は、配偶者と子供、さらには財産が「收」された。

罪人完城旦、鬼薪以上、及坐奸府（腐）者、皆收其妻、子、財、田宅。其子有妻、夫、若爲戸、有爵、及年十七以上、若爲人妻而棄、寡者、皆勿收。坐奸、略妻及傷其妻以收、母收其妻。（二年律令174～175）

罪人で完城旦・鬼薪以上の者、および奸罪に問われて腐刑とされた者は、いずれもその妻・子女・財産・田宅を沒收する。子女が妻もしくは夫を有する、もしくは戸を形成する、爵を有する、および年齢が十七以上である、もしくは人の妻でありながら離縁されたり寡婦となったりしているときには、いずれも沒收しない。奸淫したり、強奪して妻としたり、自分の妻に傷害を加えたりした罪に問われて、沒收の対象となったときには、その妻は沒收しない。

「收」とは犯罪者の親族や財産を官に沒收することである。⁽³⁵⁾以下この制度を「沒收制度」と呼ぶことにする。右の條文では冒頭に「完城旦・鬼薪以上」さらには「坐奸腐」と、いずれも男性に科せられる刑罰が擧げられており、ここで犯罪者として想定されているのは男性に限られる。だが女性が罪を犯した場合にも、その男性配偶者や子女が沒收された。

夫有罪、妻告之、除于收及論、妻有罪、夫告之、亦除其夫罪。●母夫、及爲人偏妻、爲戸若別居不同數者、有罪完舂、白粲以上、收之、母收其子。內孫母爲夫收。（二年律令176～177）

夫に罪があり、妻がこれを告したときには、沒收や論斷の対象から除外する。妻に罪があり、夫が妻を告發したときにも、夫の罪を免除する。●夫がいない者、偏妻となっている者で、戸を形成する、もしくは居を別にして同じ

戸籍に入っていない者は、完春・白祭以上の罪を犯せば没収の対象となるが、その子女は没収しない。内孫は夫のせいで没収されることはない。

右條の「●」以下は夫のいない女性、あるいは正妻ではなく、夫とは別の戸籍に屬する女性、について規定し、肝心の、正妻が罪を犯した場合に言及しない。だが條文から推察して、正妻が「完春・白祭以上」の罪を犯したときにも、夫、財産、さらには子女が没収されたのであろう。

没収の対象となる親族のうち、「子」とあるのは犯罪者の子供全員ではなく、174-175簡の後半に記されているとおり、十七歳未満で、未婚の、自分の爵も戸も持っていない子供である。十七歳という年齢は、成人と認定される一つの目安とされる。十七歳からは肉刑に當たる罪を犯しても減刑されることなく刑が執行されるし(二年律令83)、史・卜の子は十七歳から父と同じ職務に當たるべく學習を始め、三年後にその實力が試験され(二年律令474)、二十歳から父の世業を繼いだ。

さて、没収された妻子は「收人」と呼ばれ、商品として賣られることすらあった。《奏讞書》案例⑪は、黥城旦とされた人物が再審を請い、その冤罪を雪ぐまでの一件である。そのなかで、冤罪が晴れた後、次の文書が廷尉から汧縣(被疑者の本貫)に發せられた。

雍城旦講乞鞠曰、故樂人、居汧中。不盜牛、雍以講爲盜、論黥爲城旦、不當。覆之、講不盜牛。講殺(繫)子縣。其除講以爲隱官、令自常、界其于於。妻子已賣者、縣官爲贖。它收已賣、以賈(價)界之。及除坐者賈、賈□人環(還)之。騰書雍。(《奏讞書》⑪ 121-123)

雍縣の城旦である講が再審を請うていうには「もとは樂人で、汧縣の跽中に居住しておりました。牛を盗んではないのに、雍縣はわたくしが盗みを働いたとし、論斷して黥城旦としましたが、これは不當です」と。これを取り調べたところ、講は牛を盗んではいなかった。講は子縣(不明)に收繫されている。講を赦除して隱官とし、元通り

にして、その身柄を於縣に送られよ。妻子ですでに賣られた者は、國家が贖う。そのほかの沒收されてすでに賣られたものは、その金額分を與えよ。罪に問われた者の罰金を免除し、罰金は返還せよ。雍縣に文書を送れ。

この記事から、妻子や財産は本籍地の縣によって沒收され、この場合はすでに賣却されていたことが分かる。同じことは睡虎地秦簡からも窺える。

隸臣將城旦、亡之、完爲城旦、收其外妻・子。子小未可別、合從母爲收。●可(何)謂從母爲收。人固買(賣)、子小不可別、弗買(賣)子母謂毆(也)。(法律答問116)

「隸臣が城旦を引率していて、これを逃亡させたら、完城旦とし、その外妻と子を沒收する。子が幼くてまだ別々にできないときは、母に従えて沒收する。」●「母に従えて沒收する」とはどういう意味か。もとより賣るはずだが、子が幼くてまだ別々にできないときは、子の母を賣らない、という意味である。

右の條文からは、隸臣の妻子は沒收されず、夫が城旦の罪を犯して始めてその對象となったことが、同時に読み取れる。妻子が別々に賣りはられ、城旦舂刑徒の家族は解體された。

一方、隸臣妾刑徒の妻子は沒收されない。右の法律答問116がそのことを證明するが、もう一つ睡虎地秦簡を引いておく。

夫盜三百錢、告妻、妻與共飲食之、可(何)以論妻。非前謀毆(也)、當爲收。其前謀、同罪。夫盜二百錢、妻所匿百一十、可(何)以論妻。妻智(知)夫盜、以百一十爲盜。弗智(知)、爲守臧(贓)。(法律答問15、16)

夫が三百錢を盗み、妻にそれを告げ、妻と一緒にその錢で飲食したならば、妻をどのように論斷するのか。事前に共謀していなければ、沒收とするのに相當する。事前に共謀していたならば、同罪である。夫が二百錢を盗み、妻が百一十錢を隱匿したならば、妻をどのように論斷するのか。妻が夫の盗みを知っておれば、百一十錢を盗んだことにする。知らなければ、守臧とする。

贓額が三百錢であれば完城旦舂、二百錢であれば耐隸臣妾刑とされる（二年律令55、56）。夫と共謀しておれば妻も同罪とされ、またたとえ共謀がなくてもそれに巻き込まれるのであるが、後者の場合も夫の罪の程度により扱いが異なる。夫が三百錢を盗み完城旦に當たるのであれば、共謀していなくとも妻は沒收される。だが贓額が二百錢に止まり、夫の刑が耐隸臣であれば妻は「守贓——不正に得た財を持っていた——」という扱いにされ、沒收されることはない。ここでも完城旦以上であるか否かが配偶者の運命を分けている。

とはいえ、彼らがそれまで通りの生活を送れたわけでもない。既に觸れた通り、隸臣妾の家族——「家室」——は民里に暮らせなかったからである。「家室」が親族のどこまでを指すのか、はっきりしないものの、妻や同居している未成年の子供は當然含まれたであろう。

民里を追われた妻子は、多くが隸臣妾刑徒本人と行動を共にしたものと想像される。實際にそれを裏付けるいくつかの記事がある。まず睡虎地秦律の一條。

道官相輸隸臣妾・收人、必署其已稟年月、受衣未受、有妻毋（無）有。受者以律續食衣之。屬邦律（秦律十八種20）

道の官が隸臣妾・收人を移送するときには、食糧を支給した年月、衣服を受領したか否か、妻がいるかいないかを必ず記録する。受領した者には律に則って引き續き食糧や衣服を支給する。屬邦律

右の條文は、隸臣妾が役務地へ送られる時の、食糧支給等について規定する。その際に妻の有無が記録されており、隸臣妾が時に妻を帶同したことを窺わせる。その他、妻のいない隸臣には衣服代を支給するという規定（秦律十八種94、96）や、「妻・妻更・外妻」がいる隸臣からは支給した衣服の代金を取り立てるという規定（秦律十八種141、142）もあり、隸臣は妻を帶同し、その場合は衣服を自辨していた。

隸臣妾の子供も、少なくとも幼いうちは親と共に暮らした。隸臣妾（と城旦舂）の「嬰兒」には、母がいなければ國家か

ら食糧が支給されており、逆に母がいれば、嬰兒の養育は隸臣妾の家で自立的に行われたことを示す。

嬰兒よりも少しく成長した子供は「小隸臣」「小隸妾」とされ、彼らにも食糧が支給された。小隸臣妾に對する食糧支給も、常に行われたものではなく、⁵⁸⁾親が役務に就く時に限りその子供にも食糧が支給されたのであろう。その代わり「小」であつても、身長が五尺二寸となつたら勞役が課せられた。また官が食糧を與えている幼い隸妾は、民間にその貸與を望む者があれば、貸し出されることもあつた（秦律十八種48）。

成長して身長が基準を越えた小隸臣妾は「大」として登録され、かくして隸臣妾という地位は親から子へと繼承されることになる（秦律十八種53）。それゆえに、隸臣とのあいだに子供ができたとき、その父が誰であるかを隠そうとする者もいた（法律答問174）。

親が隸臣妾であるために自らも隸臣妾となる「子供」とは、ここでも未成年の子供達であつたと考えられる。明文規定はないけれども、城旦舂の妻子を沒收する場合と同じく、隸臣妾の子女も、成年に達した者、あるいはすでに他家に嫁した女子については、親の犯した罪によりその地位が變えられることはなかつたのではないか。

隸臣妾の妻や幼少の子はもはや民里には暮らせないが、かといって城旦舂の妻子のように別々に沒收されることはなく、役務地において生活を共にし得た。前節の末で述べた通り、隸臣妾は輪番で勤務することがあり、逆にいえば役務がない時には自活せねばならなかつたが、財産を沒收されることなく、妻子とともに暮らし得た隸臣妾には、獨自の生計を役務地で営み、維持する道があつたのであろう。

これら城旦舂・隸臣妾の配偶者・子供と比べて、司寇刑にされたの者の家族は、さほど深刻な影響を受けない。まず司寇の家族は民里に住み續けることができた。司寇本人が遠方で就勞したとしても、その生活基盤は家族の暮らす民里にあったものと思われる。これに加えて、司寇の地位は子には繼承されなかつた。

不更以下子年廿歲、大夫以上至五大夫子及小爵不更以下至上造年廿二歲、卿以上子及小爵大夫以上年廿四歲、皆傳之。
 公士・公卒、及十五（伍）・司寇・隱官子、皆爲十五（伍）。疇官各從其父疇、有學師者學之。（二年律令³⁶⁴、³⁶⁵）
 不更以下の子は二十歲、大夫以上五大夫までの子および小爵が不更以下上造までは二十二歲、卿以上の子および小爵が大夫以上は二十四歲をもって、いずれも名籍に登録する。公士・公卒および士伍・司寇・隱官の子は、いずれも士伍とする。世職はそれぞれその父の世職を襲い、學師がいればそれに學ぶ。
 右條は、司寇の子は傳籍時に「士伍」として登録され、父の地位には影響されなかったことを示している。
 本節で整理してきた、刑徒への處遇を表にまとめておこう。

	沒收處分	居住地	刑徒の地位	土地支給 (戸主に對して)
城旦舂の配偶者	有	家族は解體され、 民里に居住できない。	/	無
城旦舂の子女	有	同右	繼承する	
隸臣妾の配偶者	無	家族は解體されないが、 民里には居住できない。	/	無
隸臣妾の子女	無	同右	繼承する	
司寇の配偶者	無	民里に居住する	/	有
司寇の子女	無	同右	繼承しない	

各勞役刑徒への處遇には様々な點で相違があり、それら複数の要素によって城旦舂から司寇に至るまでの勞役刑が等級づけられていた。こうした相違點のうち、城旦舂と隸臣妾以下の間に横たわる最も大きな違いは、妻子や財産が沒收されるか否か、という點にある。城旦舂はその妻子も官に沒收され、時には賣却されて、家族が離散した。彼らが常に官から衣食の支給を受けたのだとすれば、それはその支給が唯一の生活の糧であったからで、代わりに彼らは常時役務に就けられたのであろう。一方の隸臣妾には非番の時があり、役務に對して給付される食糧とは別に、生活の術があったことを窺わせる。

一方、隸臣妾と司寇との間には、民里居住の可否、土地支給の有無、その地位が繼承されるか否か、などの點において差違が設けられていた。確かに就けられる勞役の種類も異なったが、一方で隸臣妾が司寇と同じ勞役に就くこともあった。結局、隸臣妾と司寇を明らかに異なる刑罰としていたのは、居住地の制限とその地位の子孫への繼承で、換言すれば隸臣妾刑には追放刑的・身分刑的要素が附帶していたといえよう。

ただし隸臣妾と司寇を分かち、土地支給の有無やその地位の子孫への繼承といった要件は、土地支給制度や戸籍制度が圓滑に機能していなければまったく意味をなさない。そして實際のところ、土地支給制度の實效性には疑問の目が向けられており、また二年律令中に逃亡者にかんする規定が多いことは、戸籍制度の限界を窺わせる。少なくとも秦末から楚漢抗爭期には、多くの民が原籍を離れ、戸籍制度は機能していなかったであろう。それに比べて、犯罪者の妻子・財産を沒收し、あるいはそれを賣却してしまうのは、より確實な措置である。沒收制度が存續する限り、城旦舂と隸臣妾との間には明らかな違いがあった。

こうした妻子・財産の沒收は、犯罪者の近親にも處罰が及ぶもので、縁坐制の一つといってよい。だが漢初、呂后・文帝の時に、縁坐制は相次いで改定・廢止されたことになっている。沒收の有無が勞役刑體系を構築する重要な要素であっ

たならば、縁坐制の改定が、勞役刑制度にも少なからぬ影響を與えたことは、想像に難くない。沒收制度をはじめとした縁坐制の詳細と、漢初の縁坐制改革が刑罰制度に與えた影響へ目を轉じよう。

第三章 秦・漢初の縁坐制度

一、「收」―沒收制度

沒收制度の主要規定と、妻子への處遇に關してはすでに前章四節で紹介した。關連する他の條文から、制度の詳細をまとめておく。

沒收の對象となる配偶者、子供、財産、田宅は、官吏の手によって差し押さえられる。その際の手続きは睡虎地秦簡封診式の「封守」にも見え、その詳細が知られる。^⑧ただし二年律令と封診式との間には若干の食い違いもあり、たとえば二年律令では差し押さえに獄吏と官嗇夫が派遣されているが、封診式では郷の役人がそれに當たっている。差し押さえが行われるのは、封診式によると「鞠」の段階、すなわちすでに供述が取られ、被告が罪を認め、裁判が罪狀の最終確認に移る際「宮宅一九九八」のこととされる。

沒收の對象となる配偶者・子供は、いくつかの條件を満たせばそれから逃れることができた。まず、これはすべての縁坐に共通していえるものだが、被刑者の罪が誣告反坐などによって生じたものである場合は、その家族が巻き込まれることはない。

律曰與盜同法、有(又)曰與同罪、此二物其同居、典、伍當坐之。云與同罪、云反其罪者、弗當坐。…(下略)…(法律

答問20(21)

律に「盜と法を同じくす」とか、さらに「與に罪を同じくす」とあったならば、この二つの場合その同居の者や、里典・伍人は罪に問われるのに相當するのか。「與に罪を同じくす」と言い、「その罪に反す」と言う場合は、罪を問われるに相當しない。

右の條文で問題になっているのは、同居が「坐」すか否かで、「收」の當否ではないが、沒收についても同じ原則が適用されたものと思われる。たとえば甲が乙を城旦刑に當たる罪で誣告し、そのために甲が城旦刑に反坐した場合には、甲の妻子は沒收されなかった、と考えておきたい。

加えて配偶者については、妻や夫の罪を先に告發した場合と、夫の犯した罪の被害者が妻であった場合とが擧げられる（前掲二年律令174、175、176、177）。一方の子供については、爵を持っていたり十七歳以上であったり、という、既述した條件（前章第四節）に該當すれば沒收されない。また夫がいない女性（死別・離別いずれも含むか）や妾（偏妻）が罪を犯した場合は、子供は沒收されない。彼女らは夫家との繋がりが弱く、そのために夫家に留まっている子との繋がりが薄いと思われ、母が罪を犯しても子は沒收されなかったのであろう。子が親の罪を告發して沒收から逃れる、という選擇肢は二年律令には見えない。子は親を告發できないという原則が優先されたのであろう。

なお、沒收という扱いをうけるのは、配偶者や親の罪を知らなかった場合のことである。もしも知っていたならば、共犯者として扱われた⁸⁴。

沒收された者、すなわち「收人」は、條文中では隸臣妾と並稱されることが多く、それと同様に扱われたと思しい「李均明二〇〇二」。ただし同じ扱いといっても、具體的には如何なる點で「隸臣妾扱い」されたのか、明文規定はない。

收人は刑徒と同様に何らかの機會に恩赦される可能性があった。

賊殺傷父母、牧殺父母、毆（毆）詈父母、父母告子不孝、其妻子爲收者、皆錮、令毋得以爵償、免除及贖。（二年律令38）

父母を賊殺・賊傷したり、父母を賊殺しようとしたり、父母を毆打・惡罵したり、父母が子を不孝であるとして告發したときには、その妻子は沒收された場合には、いずれもそのままの状態にとめおき、爵によって償い・免除、及び贖わせてはならない。

右の條文は、父母を殺傷するなど、著しい不孝を働いた者について、その妻子の扱いを定めたものである。罪を犯した本人はいずれも死刑とされ、^⑥それ故に妻子が沒收されるのはもちろんのことなのだが、それに加えて、不孝犯の妻子は「錮」とされた。「錮」とはその身分を固定し、地位の變更を許さないこと「三國時代二〇〇四、一四一頁」である。罪の重大さ故に、沒收された妻子も特別に扱われ、爵などを差し出して處罰を免れること、あるいは恩赦を受けることが許されなかったであろう。こうした規定の存在は、通常は收人に身分回復の道が残されていたことを示唆する。

收人の身分回復といえば、前章四節に引いた《奏讞書》^⑦にも言及せねばならない。ここでは冤罪を晴らした人物の妻子が官によって贖われている。犯罪者本人が解放されたならば、それに伴って沒收された者も自由の身とされた。

二、二年律令に見える緣坐制度

某人が犯した罪にその近親を連坐させる規定は他にもある。二年律令に見えるものを挙げておく。まず謀反（唐律でいうところの「謀反」と「謀叛」）「三國時代二〇〇四」罪を犯したら、本人は腰斬、父母・妻子・同産は棄市とされた。

以城邑亭障反降諸侯、及守乘城亭障、諸侯人來攻盜、不堅守而棄去之若降之、及謀反者、皆要（腰）斬。其父母、妻子、同産、無少長皆棄市。其坐謀反者、能偏（徧）捕、若先告吏、皆除坐者罪。（二年律令152）

城邑や亭障ごと裏切つて諸侯に投降した者、及び城・亭障で防備にあたり、諸侯國の人間がやってきて略奪を働いたとき、堅守せずして城・亭障を放棄したり、もしくは投降した者、及び謀反した者は、いずれも要斬。その父母・

妻子・同産は、年齢に関わりなくいずれも棄市。謀反の罪に問われる者が、相當な數の者を捕らえたり、もしくは先に官吏に告發したら、いずれも罪を免除する。

ここでは諸侯に降る、という犯罪も腰斬刑とされている。從來「降敵者誅其身、沒其家」という秦律（『史記』商君列傳索隱所引）が知られていたが、これに比べると、二年律令では家族も棄市とされており、より重い處罰が用意されていたことになる。續いて「劫人」罪を犯した場合。

劫人、謀劫人求錢財、雖未得若未劫、皆磔之。罪其妻子、以爲城旦舂。其妻子當坐者偏（？）捕、若告吏、吏捕得之、皆除坐者罪。（二年律令 68、69）

人を誘拐して錢財を求めたり、そうすることを謀ったりすれば、まだ手に入れていない、もしくは、まだ誘拐していなかったとしても、いずれも磔。その妻子を處罰すること、城旦舂とする。その妻子の罪に問われる者が相當な數の者を捕える、もしくは官吏に告して、官吏が捕えたならば、いずれも罪を免除する。

『說文解字』は「人欲去以力脅止曰劫。或曰以力去曰劫」（十三篇上）としており、これに従うなら、「劫人」とは力に物を言わせて人身を拘束することである。類似の犯罪に「略人（略賣人）」があるが、「略」とは「和」の反對語とされ、これは本人の同意を得ることなく人身を連れ去ることを指す。これに對して「劫人」は暴力を伴い、かつ時として集團で行われ（石岡二〇〇二）、多くは財物の要求をその目的としている。「劫」罪は六朝時代にも、死刑に相當する罪のなかで特別な位置を占めている。右の條文でも「劫人」罪を犯した者の妻子は城旦舂とされ、通常の死罪（妻子は沒收）とは相違する。最後に錢の盜鑄。

盜鑄錢及佐者棄市。同居不告贖耐。正、典、田典、伍人不告、罰金四兩。或頗告、皆相除。…（略）…（二年律令 201）
錢を不正に鑄造する、およびそれを助けた者は、棄市。同居が告さなかったならば、贖耐。正・典・田典・伍人で

告さなかった者は、罰金四兩。いくらかを告した者があれば、いずれも免除する。

右條では、盜鑄に緣坐するのは「同居」の者とされている。「同居」が親族のどの範圍を指すのかは、睡虎地秦簡の發見以來、多くの議論が積み重ねられているが、ここでその問題に深入りするのは避け、緣坐の一例として擧げるに止める。

以上二節で紹介した緣坐規定と沒收にかんする諸規定には、共通點と相違點がある。まず、告發したならば處罰を免除するという一節がいずれの規定にも共通して含まれる。先述した通り、子は親の犯罪を告發できなかったが、謀反罪や劫人罪に限っては、それが許されていたように、條文は讀める。その罪の重大さ故であろう。

告發するには、まず犯罪行爲を覺知せねばならないが、一旦犯罪を知ったならば、それを告發することはいわば義務であり、知っていながら告發しなかった者は、同罪を犯したものととして扱われる。たとえば劫人の場合、誘拐された者の「同居」ですら、犯罪を知らながらそれを告げなかったならば、「與に同罪」とされている。⁸⁷⁾誘拐した者の家族もちろん、知っているながら告發しなかったならば同罪とされたであろう。従って謀反をはじめとした罪に「緣坐」する近親者とは、あくまで犯罪事實を知らなかった者で、知っていたならばまったく同罪であった。

以上の點をふまえるなら、緣坐制や沒收制はただ單に近親による密告を獎勵したものではない。密告獎勵のみが目的であれば、「知っていながら告發しなければ」という規定で事足りるからである。犯罪を覺知しなかった近親者をも巻き込むのは、それによって犯罪自體を事前に思いとどまらせることを意圖している。

一方、相違點についていうなら、謀反・劫人・盜鑄に關する緣坐規定は、いずれも特定の犯罪行爲と緣坐とが結びつけられている。緣坐の有無を決めるのは犯罪の内容であって、それにより特定の犯罪が豫防されたといえよう。⁸⁸⁾だが沒收制度は、一定以上の刑に該當する者すべてを對象とし、一體どのような罪を犯したためにその刑に當てられたのかという點、すなわち犯罪の内容とは直接は關係しない。従ってより廣範な犯罪行爲に適用され、そして格段に多くの人間を巻き込む

ことになる。こうした適用對象の廣さこそが、沒收制度が持つ特性であること、ここで強調しておきたい。

三、緣坐制度の改革

前漢の初め、緣坐制度の改定、廢止が試みられ、まず呂后元年（前一二七）に「三族罪」が廢止された。『漢書』刑法志によると、高祖劉邦は秦の苛法を簡略にしたものの、依然として死刑のなかに「夷三族之令」が含まれていた。その規定では、夷三族刑とされた者には黥・劓・斬左右止が加えられ、笞殺され、梟首のうえで骨肉は鹽漬けにされる——こうした刑の疊加が「具五刑」と呼ばれる——ことになっていた。呂后の元年に至って、この殘酷な刑罰は「祗言令」とともに廢止される。『漢書』高后紀にも、

元年春正月、詔して曰く、前日孝惠皇帝 三族辜・妖言令を除かんと欲するを言うも、議未だ決せずして崩ず。今これを除け。

として、三族刑廢止の詔が見える。この記事に従えば、犯罪者本人のみならず、その「三族」をも死刑に當てる刑罰は、このとき消滅したことになる。だが幾つかの問題が残る。

統一秦から漢初に夷三族とされた者として、李斯や韓信、彭越などが挙げられる。たとえば李斯は、謀反の咎で夷三族刑に當てられ、咸陽の市で腰斬とされ、近親も同時に處刑された。この李斯への處遇は、先に挙げた二年律令112簡に見える、謀反者への處罰——本人は腰斬、父母・妻子・同産は棄市——と一致し、夷三族刑を規定するのはまさにこの條文であったかの如くである。だがもしそうであるなら、そして二年律令の「二年」が呂后二年であるなら、呂后元年以後も三族刑を規定する法文が依然として有効であったことになってしまう。

この矛盾に對しては二通りの説明が可能であろう。一つは、呂后時に廢止されたのは「夷三族」という制度の一部分、

具體的には「具五刑」という處置に過ぎない、という解釋である〔早稻田大學二〇〇二、八五頁注（六）〕。從來より、秦代の夷三族刑は「具五刑」、すなわち様々な刑の疊加に特徴があるとされてきた。謀反人をその一族もろとも罰することは、實のところ漢一代を通じて行われるのであるが、そうした所謂「族刑」においては、複数の刑が一度に疊加されることはない。その點で「夷三族刑」と「族刑」の間には相違があり、兩者は直接は連續しないことも指摘されている〔牧野一九四二、富谷一九九八「第三編 連坐制の諸問題」〕。二年律令1・2の規定には、確かにこの「具五刑」にかんする言及がない。呂后による改制の主眼が「具五刑」という處刑法の廢止にあったとするならば、二年律令の規定が存在する理由も説明でき、むしろそれは制度の變更點を示す史料となる。

その一方で素朴な疑問も残る。呂后の改革が緣坐自體を除こうとしたものではなく、處刑方法の變更のみを意圖したものであったならば、刑法志がそれを「三族罪・祇言令を除く」と表現するのはいかにも大げさで、なじまない。そこで考えられるもう一つの説明は、呂后の改制は徹底したのではなく、殆んど實效力を持たなかったと見ることである。

呂后の三族刑廢止に言及するのは『漢書』高后紀、刑法志のみで、『史記』には一切見えない。さらに呂后のとき三族刑とともに廢止されたはずの「妖言」の罪は、文帝二年（前一七八）に再び廢止されている。『漢書』文帝紀を挙げておく。

五月、詔して曰く、「…今法に誹謗詖言の罪有り、是れ衆臣をして敢えて情を盡くさざらしめ、而して上由りて過失を聞くなからしむるなり。將に何を以て遠方の賢良を來さん。其れこれを除け。…」

こちらの記事は『史記』孝文本紀にも見え、同漢興以來將相名臣年表にはこの年に「誹謗律を除く」とある。呂后の改制に言及しない『史記』はともかく、『漢書』のなかではたった九年の間で同じものが二度撤廢されたことになっており、顏師古はこの間に重複して條文が設けられたものとするが、不自然であることは否めない。呂后の詔の實効性自體が疑われるゆえんである。^④

いずれの見方をとるにせよ、呂后の改制を経ても縁坐自體は依然として行われ續けたことになる。ただし改制はこれに止まらず、更なる一手が講じられた。文帝元年（刑法志は二年）の「收律相坐法」の撤廢である。『漢書』刑法志は呂后の改制を紹介した後、文帝の詔、および一連のやりとりを引く。

又た丞相・太尉・御史に詔すらく「法なる者は、治の正、暴を禁じて善人を衛る所以なり。今 法を犯す者已に論じられ、而して無罪の父母・妻子・同産をしてこれに坐せしめ、及び收するは、朕甚だ取らず。其れ議せ。」左右丞相周勃・陳平奏言すらく「父母・妻子・同産の相い坐し、及び收さるるは、其の心を縶わせ、法を犯すを重^{かた}からしむ所以なり。これを收するの道は、由りて來たる所久し。臣の愚計、以爲えらく其の故の如くするが便なり。」文帝復た曰く「朕これを聞く、法正しければ則ち民慤しみ、罪當たらば則ち民従う。且つ夫れ牧民してこれを道くに善を以てする者は、吏なり。既に道く能わず、又た不正の法を以てこれを罪す、是れ法反つて民を害し、暴を爲す者なり。朕未だ其の便なるを見ず。宜しくこれを執計すべし。」平・勃乃ち曰く「陛下幸いに大惠を天下に加え、罪有るを收せず、罪無きを相い坐せざらしむ（原文「使有罪不收、無罪不相坐」、甚だ盛徳、臣等の及ばざる所なり。臣等謹しんで詔を奉じ、盡く收律・相い坐すの法を除かん。（原文「盡除收律相坐法」）」

同様の記事が『史記』孝文本紀にも見え、そこでは末尾が「除收帑諸相坐律令」となっている。制度改正の事實のみを記す『漢書』文帝紀では「盡除收帑相坐法」と、同じく『史記』漢興以來將相名臣年表では「除收帑相坐律」となっており、「律令」か「法」か、「收」か「收帑（拏）」か等、表現が食い違ふ。だがいずれにも共通するのは「收」と「相坐」が並置されていることで、兩者の並置は詔や上奏のなかにも見える（傍線部）。

並置される收と坐が互いに異なるものであることはこれまでも指摘されてきた。¹⁰ だが違いの中味をめぐっては、幾つかの案が出されているものの、決着を見ていない。沈家本は「收」を拘收、逮捕の謂とし、罪有る者（犯罪者本人）は「收」

せられ、罪なき者（近親）は「坐」す、と解釋する（『歷代刑法分考』卷一緣坐）。だが「使有罪不收、無罪不相坐」という一文にこの解釋をあてはめると、「罪が有る者を逮捕させないように」したことになり、罪人本人も許されたとするのでは、筋が通らない。

牧野一九四二は「使有罪不收、無罪不相坐」という一節から、「收」は有罪者に及ぶ連坐、「相坐」は純粹の無罪者を對象にする連坐、と説明する。だが文帝が強調するのは「無罪の」近親をも巻き込み、それにより犯罪を抑止しようとする制度の殘酷さである。罪の有る近親、つまり犯罪を覺知しながら告發しなかった者や何らかの形でそれに關與した者までも免除しようとしたのか、疑わしい。

二年律令の發見を経て、沒收制度の詳細が知られ、それが謀反罪への緣坐などとは相違する面があることも明らかとなった今、ここに見える「收」とは沒收のことで、一方の「坐」はそれ以外の緣坐を指したもので、とは見なせまいか。兩者はいずれも緣坐制として括り得るが、正確に言えば、①一定以上の刑に相當するすべての者の、②妻子を對象とする沒收制度に對し、それ以外の緣坐は ③特定の罪を犯した者の家族を對象とする點、④妻子の他、父母・同產をも時に巻き込む點、において相違する。文帝の詔は、この二種類の制度をいずれも廢止しようとしたものと考えておきたい。こう解釋すれば「使母罪之父母、妻子同產坐之、及爲收帑」（『史記』文帝本紀）「無罪之父母、妻子同產坐之及收」（『漢書』刑法志）という「坐」と「收」の位置も、具體的な條文を念頭に置きつつ理解することができる。「使有罪不收、無罪不相坐」は、言葉を補えば「犯罪者本人は妻子・財産を沒收されず、無罪の近親は緣坐させられない」という意味になるう。

たとえ呂后による三族刑廢止の實効性が疑われるにせよ、文帝が右の詔を出したからには、少なくともこの時點で、すべての緣坐制度が廢止されたことになる。

四、緣坐制の「復活」をめぐる

刑法志は呂后元年の三族刑廢止、文帝元年の緣坐制廢止の記事に續いて、しかしながら廢止は一時的なものであったと述べ、文帝の在位中に早くも新桓平が三族刑とされたことを挙げる。こうした刑法志の口吻を承け、呂后・文帝時の緣坐廢止はただちに反故にされたとするのが、これまでの一般的な見解であったし、現在でも依然として根強い。

ただしこれには異論がある。牧野一九四二は、秦から漢初に至るまでの「夷三族刑」と漢代に行われた族刑とは異なり、夷三族刑は呂后の時に廢止され、二度と復活しなかったとする。さらに富谷一九九八は、文帝の時に廢止されたのは勞役刑や棄市刑に近親を緣坐させ、これを官奴婢とする制度であり、すくなくともこの制度はその後も復活しなかったとして、文帝改革の有效性を主張する。

富谷一九九八が指摘する、勞役刑や棄市刑に近親が緣坐し、官奴婢とされる制度とは、二年律令でその詳細が判明した沒收制度のことにはかならず、氏はその概略をほぼ正確に述べていた。そして同時に指摘されるとおり、この沒收制度がその後復活した形跡はない。

謀反人の近親が緣坐により處罰された例は漢一代を通じて枚舉に暇がないし、盜鑄者の近親の緣坐も――王莽期のことゆえ繼續性、有効性には疑いがあるが――一時期復活している。^①「劫」罪への緣坐は漢代にはその例を見ないが、後に晉・梁においては家人、妻子も處罰される犯罪となっている。^②その他、様々な犯罪に近親者が緣坐しているものの、いずれもある特定の犯罪に緣坐するものであり、一定以上の刑罰を犯した者がすべて対象となるものではない。また勞役刑相當の罪に家族が緣坐した事例もなく、この點においても沒收制度はその後も復活しなかったといえる。

もしそうであるならば、この改制が勞役刑體系に及ぼした影響は大きい。前章で述べた通り、沒收という措置の有無は、城旦舂刑徒への處遇と隸臣妾刑徒へのそれとを分かつ、最も大きな要素であったからである。

確かにその他にも兩刑の間には相違點があった。二年律令の時代には、肉刑に處された者は城旦舂の勞役につけられており、城旦舂刑徒の集團——もちろんそのなかには肉刑を施されていない者も含まれたであろうが——は他とは異なる外貌を具えていた。だが文帝十三年には、この肉刑も廢止されるに到る。

五、肉刑の廢止と文帝改制の意味

肉刑廢止の経緯について、刑法志の記事を擧げておく。

卽位十三年、齊の太倉令淳于公 罪の刑に當たる有り、詔獄逮して長安に繋がんす。淳于公男無し、五女有り、行きて逮に會するに當たり、その女を罵りて曰く「子を生むも男を生まず、緩急にして益有るにあらず」と。その少女緹縈、自ら傷みて悲泣し、乃ちその父に隨いて長安に至り、上書して曰く「……(中略)……妾願わくば没入されて奴婢となり、以て父の刑罪を贖い、自ら新たなを得しめん」と。書天子に奏せられ、天子その意を憐悲し、遂に令を下して曰く「……(中略)……今人過有らば、教未だ施されざるも刑已に加えらる、或いは行いを改めて善をなさんと欲するも、而も道の繇りて至るなし、朕甚だこれを憐む。夫れ刑支體を斷ち、肌膚を刻むに至らば、終身息まず、何ぞその刑の痛にして不徳なるや。豈に民の父母たるの意に稱わんや。其れ肉刑を除き、以てこれに易うる有らん。及び罪人をして各おの輕重を以て、亡逃せざれば年有りて免ぜよ。具して令となせ。」と。〔漢書〕刑法志

肉刑廢止の發端は、父の刑罪——肉刑に相當する罪——を自らが奴婢となることで贖おうとした一少女の訴えであつた。二年律令には肉刑＋城旦舂という組み合わせしか見えず、したがって淳于公はおそらく城旦刑に當てられたのであろうが、文帝十三年の時點ではすでに沒收制度は廢止されており、その娘が沒收され、奴婢にされることはなかつた筈である。けれども緹縈は敢えて奴婢になることを望み、それによって父の罪を贖おうとした。彼女を憐れんだ文帝は肉刑廢止を命じ、

のみならず罪人への扱いを「有年而免」とするよう指示している。

引用の末尾に見える「有年而免」が、一定の年限の後に罪人を釋放することであるのは疑いない。ただし論者によってその捉え方は異なり、文帝十三年以前から勞役刑は有期であったとする論者は、これを單なる念押し、刑期の確認と理解する。だが秦・漢初の主要な勞役刑は無期であり、この文帝の制詔もすべての勞役刑に刑期を設けようとしたものに相違ない。

初山一九九五は、肉刑の廢止と同時に勞役刑が有期化された理由を、勞役刑が無期であることと肉刑との深い関わりから説明する。氏は滋賀一九七六や徐鴻修一九八四の主張を承け、身體を毀傷された者は社會から排除されて官有奴隸となり、こうして生まれた奴隸的身分こそが刑徒の前身であった、とする。かかる理解に立てば、肉刑と無期勞役刑はまさに一體で、従って肉刑の廢止は必然的に無期勞役刑の消滅に繋がったことになる。

身體を毀傷された者が特別な地位・場所に配置され、役務に就くこと、それこそが勞役刑の起源であるという指摘は、近年曹旅寧二〇〇二も支持するところで、こうした刑罰史の沿革を想定し、勞役刑は元來無期であったとする主張自體に異論はない。だが肉刑の廢止が必然的に勞役刑有期化を生んだとの見方には、腑に落ちないところがあった。第一に、肉刑を併科されない勞役刑徒もすでに多く、たとえ元來は不可分の關係にあったにせよ、文帝十三年の時點での肉刑廢止が、勞役刑を輕重づける要素そのものの變更までも直ちに引き起こしたとは考えにくい。第二に、肉刑を伴わない多くの勞役刑も刑期以外の要素、すなわち就けられる役務の種類、就勞形態、刑具の有無等によってすでに等級づけられていたのだとすれば、たとえ肉刑が廢止されても、そうした要素によって刑の輕重を定めればよく、勞役刑體系を組み上げる原理自體を改める必要はあるまい。

だが二年律令の發見により、無期勞役刑を等級づけていた要素がより具體的に知られると、筆者が抱いていた疑念には

解答が得られた。文帝元年に沒收制度が廢止されたことが示す通り、文帝十三年以前からすでに各勞役刑を整序する原理は搖らぎ始めおり、そのうえ肉刑まで廢止されてしまうと、確かにもはや刑期という要素の他に、すべての勞役刑をはつきり整序できる目安は存在しないと云ってよい。肉刑の廢止は、勞役から肉刑を切り離すことにより刑期の導入を可能にしたのみならず、刑期という尺度なしでは各勞役刑の序列を維持できない狀況をもたらした、と見る事ができよう。

それではそもそも、なぜ沒收制度・肉刑は廢止されたのであろうか。以下に改めて理由を探りたいが、その作業は、史書が多くを語らないからには、改制によって生じた事態を見つめ、その根本的な理由を探ってゆくかたちをとる他ない。とりわけ、いくつかの刑制改革が共通して引き起こした事態に着目すれば、これら改革を必要とした理由も浮び上ってこよう。

沒收制度の廢止と刑期の設定が共通して引き起こしたであろう事態として、まずは官有勞働力の減少が挙げられる。沒收制度がなくなれば、それによる官奴婢の供給も途絶える。また刑期を設けることは、利用できる刑徒勞働の減少を一方で意味している。これはいずれも國家にとって大きな損失である。だが實のところ、文帝期には官有勞働の削減が、むしろ積極的に試みられており、文帝後四年（前二六〇）には官奴婢の解放が命じられている。

四年：五月、天下に赦す。官奴婢を免じて庶人となす。（『漢書』文帝紀）

ここでは官奴婢解放の理由が明記されておらず、前の月に起こった日食を承けて天下に赦令が下され、その一環として官奴婢も免じられたようにも讀める。けれども官奴婢解放についても、文帝の恩德という以外の、より現実的な理由を求めるなら、時代は降って文帝の時、ふたたび官奴婢の解放を求めた貢禹の言が参考になる。

又た諸の官奴婢十萬餘人は戲遊して事なきも、良民に税して以てこれに給し、歲ごとに費は五六鉅萬、宜しく免じて庶人となし、食を廩し、關東の戍卒に代えて、北邊の亭塞に乗り候望せしむべし。（『漢書』貢禹傳）

ここに見える十餘萬人の官奴婢とは、中央官府に所屬する官奴婢の、ほぼすべてと見なしてよからう〔渡邊二〇〇一〕。それを解放してしまおうという聲が擧がったのは、なによりもその維持に多額の費用がかかったためであった。

貢禹は一貫して國家經費の削減を提案し續け、齊の三服官をはじめとした官營手工場の縮小、官馬の貧民への分與、後宮の女性の解放、宮衛の削減などを主張している。その際に理想とされているのは、貢禹自身が「高祖・孝文・孝景皇帝に至り、古に循いて節儉し、宮女は十餘を過ぎず、厩馬は百餘匹。孝文皇帝は絁を衣て革を履き、器は珣文金銀の飾なし」〔漢書〕貢禹傳〕として引き合いに出すとおり、文帝が行った一連の節儉策である。文帝二年（前一七八）には衛將軍の軍の廢止、及び太僕の馬を必要數は除いて宿驛に配置する措置が實施され、十二年（前一六八）には惠帝の時から後宮にいた女性たちが自由にされている。貢禹が官奴婢解放を提唱しているのも、文帝時のそれを念頭に置き、その理念に共感したうえでのことならば、そこから文帝が官奴婢解放に踏み切った理由も見えてくる。

第二章で整理した通り、城旦舂とその妻子は家族關係を斷ち切られて、別々の場所で使役される。身一つで役務地に置かれた彼らには、官の支給する衣食が生活の糧となる。さらに「繫城旦舂」として使役される者にも、衣食が支給された（秦律十八種¹⁴³）。一方、隸臣妾は獨自の生計を維持しており、官が食糧を支給するのは彼らが公の役務に就く時のみであった。けれども妻を伴わない隸臣もあり、そうした者には衣服の支給が必要となる。年老いた隸臣妾（免隸臣妾）にも食糧が支給された（秦律十八種⁵⁹）。結局、刑徒勞働を維持するためには、役務の有無にかかわらず經費がかかる。その支出を如何に抑え、效率的に勞働力を利用するか、という觀點から眺めれば、沒收制度の廢止は收人に支給すべき衣食の削減を意味するし、肉刑を廢止し、すべての勞役刑を有期化することができれば、刑徒への官による衣食支給も、それが何時までなのか、はっきりと期限が設けられたことになる。文帝の刑制改革は、このとき展開された數々の節儉策の一つとして捉えることができる。

以上は、沒收制の廢止と勞役刑の有期化がもたらしたであろう様々な事態の一つに、貢禹の建言―それ自體は實現しなかったが―を媒介にして着目し、それこそが制度改革の目指すところであった、と推測したに過ぎない。けれどもここで、同時に強調しておきたいのは、勞役刑體系の變更は國家による勞働力の編成・活用のあり方と深く結びついているという、考えてみれば當然の事實である。この視點を抜きにして有期化の理由・背景を探ることはできない。とりわけ文帝の時には、官有勞働力をより效率的に活用することが圖られた。その最もよく知られた試みとして、邊境防備をめぐる幾つかの新制度を擧げることができる。

匈奴の侵入を如何にして食い止めるかは文帝時の懸案事項であり、賈誼もその上奏のなかで、これを「爲に流涕すべき」事態とし、對策を講ずべきことを説いている（『漢書』賈誼傳）。その解決へ向けた處方箋を實際に書いたのは晁錯であった。その方策は納粟授爵の開始と邊境への徙民という二つの柱から成り、それにより人と食糧を邊境に集めることが圖られた。

納粟授爵の開始に至った経緯は、『漢書』食貨志に記される。晁錯は商人が蓄えた富を吸い上げ、それを食糧備蓄にまわすべく、粟を納めた者に爵を與えるよう提案した。その言が文帝に聞き入れられると、晁錯はさらに、一定量の食糧が邊境や各郡縣に備蓄されたら、租を減免すべきことを上言し、それを承けて文帝十二年の租が半分に減じられ、十三年からはすべて免除されている。

一方の徙民策については、晁錯の本傳にその上言が載せられている。彼は現行の邊防策、すなわち呂后五年（前一八三）に始められた、戍卒を徵發して一年間邊境防備に就けるといふやり方は、卒が一年で交代してしまう點に問題があるとする。これではいつまで経っても戍卒が敵のやり口を熟知するには到らない。代わりに提案されたのが徙民策で、耕地や住居を準備したうえで、人員を邊境に定住させれば、遠方の卒を連れてくる必要もなくなり、かつ防備も堅くなる、という

のである。もちろん喜んで邊境に遷る者は多くないであろうから、罪人の自首した者や恩赦に遇った刑徒、贖刑に當たる罪を犯した奴婢、あるいは民間から差し出された奴婢がまず遷された。遷徙した者には、自給が可能となるまで衣食が支給され、配偶者も官により買い與えられた。

この徙民策がいつ實施されたのか、晁錯傳には明記されない。ただ『史記』漢興以來將相名臣年表に、

（文帝）十三（年）肉刑、及び田租稅律、戍卒令を除く。

とある、「戍卒令を除く」というのが徙民策の實施、すなわち卒を徵發して屯戍せしめる方策をやめ、徙民に切り替えたことを指すのならば、これもまた文帝十三年に實施されたことになる。「田租稅律……を除く」というのも、同じく晁錯が提案し、實施された納粟授爵の結果、租の徵收がやめられたことを指すのであろう。

景帝元年（前一五六）、租の徵發は再開される。^⑮一年交代の屯戍も、董仲舒の上言に「屯戍一歲」の語が見えるからには、武帝の時までには復活していたのか、あるいは文帝時の「廢止」自體が全面的なものではなかったのであろう。けれども、晁錯の邊境防備策の二つの柱が、肉刑の廢止、及び勞役刑の有期化と時を同じくして實施された、ないしは制度として固まったことに、ここではむしろ注目したい。そのうち晁錯の徙民策が勞働力の效率的な利用を目指していることは明かである。效率的、とは、防衛力の強化と同時に、その維持に必要な經費の削減をも意味する。徙民策が實施されたのを承け、晁錯が行った上言の冒頭の、

陛下幸いに民を募り相徙して以て塞下を實たし、屯戍の事をして益々省かしめ、輸將の費をして益々寡からしむ、甚だ大惠なり。（『漢書』晁錯傳）

という一節にそのことははっきりと述べられている。そして削減されたのは戍卒の輸送に必要な經費のみならず、彼らに支給される筈だった衣食の費用についてもいえるだろう。一年で交代する戍卒にはいつまでも衣食を支給し続けねばなら

ないのに對し、晁錯の徙民策は、確かに遷徙當初の支給、功績への恩賞は手厚いものの、日常の衣食についてはやがては自給することを前提にしている。こうした形での「節儉」が文帝十三年ごろの政治目標であったならば、肉刑廢止と勞役刑有期化もまた、官有勞働の再編とそれによる支出の削減という見地から、改めて捉え直すことができよう。

おわりに

漢初までの主要な勞役刑は無期であり、それらの輕重は沒收の有無や刑徒の地位が子孫に繼承されるか否か、といった要素によって決まっていた。そこに刑期という單一の基準を持ち込み、直線的な勞役刑體系を構築したのが文帝十三年の改制であった。文帝期には沒收制度も廢止されており、それが勞役刑體系に與えた影響も大きい。沒收制や肉刑の廢止、勞役刑の有期化、さらには官奴婢解放や邊境防備の見直しといった文帝の諸改革を相互に連關するものとして捉えようと、それらが共通してもたらす現實的な効果としては、官が丸抱えする勞働人員を削減し、彼らに自活させ、國家の負擔を輕減したであろう點が擧げられる。こうした勞働力編成の改變が勞役刑改革の背後にはあった。

勞役刑の有期化は、刑徒勞働の利用期間に枠を設けることであり、國家の側からすれば大きな損失である。なぜ敢えてそれが實施されたのか。この疑問がかねてより筆者の頭を離れなかった。本稿はその自問への一つの解答である。けれどもそこから新たな疑問も生まれてくる。果たして刑徒勞働を維持するための經費は、國家財政を壓迫するほどのものだったのか。それを削減することは、勞働力減少という不利益を補って餘りあるものだったのか。

この疑問に對しては、やはり官奴婢解放令の發布などを指摘して、當時の政策方針を推測し、答えとする他ない。また刑徒を赦免して終身邊境防備に當たらせ、經費を節減する政策が平行して進められていたのであるから、全體としては帳

尻が合い、有期化による「損失」も、さほど深刻なものではなかったのであろう。いずれにせよ秦より漢に至るまでの國家的勞働編成の變化、統一による支配領域の増大がそれに與えた影響などを總合的に検討する必要がある。

もちろん刑制改革の背後に、刑罰體系そのものの見直しがあったことは否定しない。韓樹峯二〇〇五は、肉刑と勞役刑が組み合わされた刑罰體系の複雑さを力説し、その再編が進んでいたことを推測する。確かに有期化によって、勞役刑體系はより單純な、理解しやすい姿になった。各勞役刑の、その歴史を物語るのであろう獨特の呼稱は殘されたものの、實質的には數段階の有期刑によって勞役刑體系は構築されることになった。

刑罰制度の再編は他にも行なわれた。例えば複數存在した死刑のうち、磔刑は景帝中二年（前一四八）に棄市刑に統合された。また財産刑もその一例である。秦の刑罰體系のなかでは、財産刑も分かりにくい姿をしていた。貲刑（罰金刑）が存在する一方で、贖刑もまた、何らかの實刑を償うための代替刑という本來の性格を離れ、正刑として用いられており、いわば秦律には二種類の財産刑があった「富谷一九九八」。それは二年律令の時代にも繼承されており、そこでは「罰金（斤（兩）」として見える罰金刑と、「贖某刑」という刑名とが併存している。これがやがて一本化される。

毆兄姊及親父母之同產、耐爲隸臣妾。其隸詢詈之、贖黥。（二年律令41）

兄・姊、及び實の父母の兄弟姊妹を毆ったときは、耐して隸臣妾とする。侮辱・惡罵したときは、罰金一斤。

賊律、毆親父母及同產、耐爲司寇・作如司寇。其隸詢詈之、罰金一斤。（懸泉簡 DXT0115③：421 粹六「及」は「之」の

誤記か「三國時代」二〇〇四。）

賊律、實の父母の兄弟姊妹を毆ったときは、耐して司寇・作如司寇とする。侮辱・惡罵したときは、罰金一斤。

時代を異にする右の二條文は、正刑としての贖刑がいずれかの時點で姿を消し、「罰金（斤（兩）」という形式に一本化されたことを示している。ただしそれがいつ生じた變化なのか、典籍史料には手がかりが見つかからない。

『史記』『漢書』は文帝の諸改革についても多くを語らない。文帝が實行に移した多くの改制のうち、關所の廢止や民間における鑄錢の容認等ついて、正史は改制の事實を記すのみで、それに至るまでの経緯や背景に言及せず、やはりすべては文帝の德に歸せられる。だがいずれの改革も、切實な現實的要請の下に實施されたに相違ない。異姓諸侯の排除を目指した高祖の時代と、呂后專權の時代を経た後、足掛け二十四年に及んだ文帝の治世は、その後の漢王朝の進む道を定め、武帝の登場を準備した時代である。二年律令は文帝期の制度について直接は語らないが、そこで得られた知見を基に、文帝は一體何をしたのか、改めて捉え直してゆくことが今後の課題となる。

注

(1) …(前略)…其子有罪當城旦舂・鬼薪白粲以上及爲人奴婢者、父母告不孝、勿聽。…(後略)…(二年律令35、36)

當完城旦舂・鬼薪白粲以上而亡、以其罪命之、耐隸臣妾罪以下、論令出會之。其以亡爲罪、當完城旦舂・鬼薪白粲以上不得者、亦以其罪論命之。庶人以上、司寇・隸臣妾無城旦舂・鬼薪白粲罪以上、而吏故爲不直及失刑之、皆以爲隱官。…(後略)…(二年律令123、124)

罪人完城旦・鬼薪以上、及坐奸府(腐)者、皆收其妻、子、財、田宅。…(後略)…(二年律令174)

(2) 韓樹峰二〇〇五も城旦舂と鬼薪白粲との間に相違点がないことを指摘する。

(3) 鬼薪白粲が有爵者や「葆子」に適用されたことは睡虎地秦簡から窺える「宮宅二〇〇」が、二年律令にはその大原則と思しい規定が見える。

上造・上造妻以上、及内公孫・外公孫・内公耳玄孫有罪、其當刑及當爲城旦舂者、耐以爲鬼薪白粲。(二年律令82)

上造や上造の妻以上、および内公孫・外公孫・内公耳孫・内公

玄孫が罪を犯したとき、肉刑に當る、および城旦舂に當る者は、耐して鬼薪白粲とする。

これに加えて、次の如き規定もある。

告不審及有罪先自告、各減其罪一等、死罪黥爲城旦舂、城旦舂罪

完爲城旦舂、完爲城旦舂罪 127

□鬼薪白粲及府(腐)罪耐爲隸臣妾、耐爲隸臣妾罪 128

耐爲司寇、司寇・遷(遷)及黥顔(顔)類罪贖耐、贖耐罪罰金四

兩。…(後略)… 129

告して不正確であつたとき、および罪を犯して自首したとき

は、それぞれ一等減刑する。死罪であれば黥城旦舂とし、城旦

舂罪は完城旦舂とし、完城旦舂であれば、…、鬼薪白粲および

腐刑であれば耐隸臣妾とし、耐隸臣妾の罪であれば耐司寇と

し、司寇・遷および黥顔類の罪は贖耐とし、贖耐の罪は罰金四

兩とする。…

ここでは「罪一等を減じる」という場合、どの刑がどの刑に換えられるのか規定されている。多くの論者が127簡と128簡を接合し、完城旦舂刑から二等減じられれば鬼薪白粲刑となる、と斷定する(徐世虹二

- 四、韓樹峰二〇〇五。それに據るならば、有爵者等以外で鬼薪白粲刑につけられる者もいたことになる。しかし ① 128簡の冒頭に判讀不明の字があること、② 完城旦舂↓鬼薪白粲↓隸臣妾と減刑されてゆくのならば、「鬼薪白粲」に重文符號がつけられるべきだが、それが見えないこと、の二点から兩簡は直接繋がらないものと考ええる。
- (4) 以下、二年律令の釋文・譯文は基本的に三國時代二〇〇四・二〇〇五に據る。一部これを改めたところもある。簡番號は『張家山漢墓竹簡二四七號墓』(文物出版社、二〇〇二)の整理番號を挙げ、出土番號は省略した。
- (5) 〔上略〕：卒歲少入百斗者、罰爲公人一歲。卒歲少入二百斗者、罰爲公人二歲。出之之歲。【□□□□】者、以爲公人終身。卒歲少入三百斗者、黥刑以爲公人。〔後略〕：〔銀雀山漢墓竹簡(壹)〕守法守令等十三篇〕
- (6) 以下睡虎地秦簡の釋文・簡番號は睡虎地秦簡整理小組一九九〇のそれに従い、「秦律十八種」「秦律雜抄」「法律答問」「封診式」という各標題と、それぞれのまとまりのなかでの通し番號を振った。
- (7) 李氏は「張家山漢簡に見える資料は漢初の徒刑に刑期が有ったのかどうかという問題をなお完全には解決できない」〔李均明二〇〇三、一二八頁〕と述べるに止まる。
- (8) 整理小組の配列では一二三簡の前に一二一簡が置かれているが、この二簡は接續せず、一二三簡が條文の冒頭であると考ええる。三國時代二〇〇四、一九五頁參照。同様の指摘が張建國二〇〇四、彭浩二〇〇四によってもなされている。
- (9) 次の睡虎地秦律がその規定である。
- 有罪以贖及有責(債)於公、以其令日問之、其弗能入及責(債)、以今日居之、日居八錢、公食者、日居六錢。日居八錢。〔秦律十八種 133〕
- 贖刑・贖刑に相當する罪があるとき、及び國家にたいして負債を負ったときは、判決を言い渡した日に本人に訊ね、金を納めたり賠償したりできないならば、判決を言い渡した日から官で居作し、一日居作したら八錢とし、國家から食糧支給を受ける者は、一日居作したら六錢とする。〔一〇〕
- ただし念のために附言しておく、「居贖贖責」するものが城旦舂の勞役に就くことは「居於城旦舂」と表現されており、「繫」字は使われない。
- 〔上略〕：公士以下居贖刑罪・死罪者、居於城旦舂、毋赤其衣、勿拘繫櫟杖。〔下略〕：〔秦律十八種 134〕
- (11) 葆子是「任子」、あるいは高官が差し出す人質、と考えられている〔張政烺一九八〇〕。
- 具體的な事例とその解釋を示しておく。
- (12) 葆子獄未斷而誣告人、其罪當刑爲隸臣、勿刑、行其耐、有(又)較(繫)城旦六歲。●可(何)謂當刑爲隸臣。〔有收當耐未斷以當刑隸臣罪誣告人、是謂當刑隸臣。〕〔下略〕：〔法律答問 110 (108から修正文を追加済み)〕
- 「葆子が、裁判の終了していないうちに人を誣告し、その罪が刑隸臣に相當する場合、肉刑を加えてはならず、耐刑ですませ、そのうえで繫城旦六歲とする。」何を「刑隸臣に相當する」というのか。收されて耐刑とされるのに相當するが、裁判が終了しないうちに、刑隸臣に相當する罪で人を誣告した場合、これを「刑隸臣に相當する」というのである。
- 通常、誣告者には誣告した罪に相當する刑が加えられる。右の場合、本來であれば「刑隸臣」刑が誣告者に科せられる。しかし「葆子」に肉刑を加えることはできないので、もともと科せられる害であった刑罰(耐刑)に加えて、「繫城旦六歲」が科せられているのである。法律答問 111 112簡でも、同じ原理に基づいて繫城旦刑が科せられている不明な二字を敢えて判讀するとすれば、「審各」。李力二〇〇四參照。

「誤不審」なる句は二年律令に見える(12簡)。

- (14) 凡有罪、男髡鉗爲城旦。城旦者、治城也。女爲舂、舂者、治米也、皆作五歲。完四歲、鬼薪三歲。鬼薪者、男當爲祠祀鬼神、伐山之薪蒸也。女爲白粲者、以爲祠祀擇米也、皆作三歲。罪爲司寇、司寇男備守、女爲作、如司寇、皆作二歲。〔漢舊儀〕下)

- (15) 濱口一九三六aは「徒」が廣範な意味を持つことを認めつつ、ここに見える「徒」は刑徒のこと、そこには奴隸も含まれない、とする。一方、瀬川一九九八は「徒」のなかに一般民も含まれることを主張する。

- (16) 城旦之垣及它事而勞與垣等者、旦半夕參、其守署及爲它事者、參食之。其病者、稱議食之、令吏主。城旦舂、舂司寇、白粲操土攻(功)、參食之、不操土攻(功)、以律食之。倉律(秦律十八種55~56)

城旦で城垣を建設したり、他の役務でそれと同じ努力が必要なものに従事している者には、朝に $\frac{1}{2}$ 斗、夕方に $\frac{1}{2}$ 斗を支給し、守衛をしたり他のことに従事している者には、朝夕 $\frac{1}{2}$ 斗を支給する。病氣の者には、病狀を斟酌して支給し、擔當官吏にそれを命じる。城旦舂・舂司寇・白粲で土木工事に従事している者には、 $\frac{1}{2}$ 斗を支給し、土木工事に従事していない者には、律に従って支給する。

倉律

- (17) 官府の補修に關しては次の睡虎地秦簡が擧げられる。

：(上略)：以城旦舂益爲公舍官府及補繕之、爲之、勿瀦。：(下略)：(秦律十八種122)

城旦舂を動員して公舍・官府を増築したり補繕する際には、行ってよく、事前に申請する必要はない。

張家山漢簡《奏讞書》⑨(54簡)では、城旦舂が「治官府」の仕事に就いている。

- (18) 秦律十八種55~56。注(16)参照。
(19) 秦律十八種55~56。注(16)参照。フルスウェ一九八五は「守署」を

「持ち場に居ること」と解釋するが、睡虎地には「守囚」なる語(法律答問198)や、徒卒が「上宿」宿衛に番上することか「守除」した(秦律雜抄34)といった用例があり、「守」は見張ること、守衛の任に就くこととみるべきである。

- (20) 日食城旦、晝月而以其餘益爲後九月稟所。城旦爲安事而益其食、以犯令律論吏主者。：(下略)：倉(秦律十八種57)

日々城旦に食糧を支給し、月が終わって餘りがあれば閏九月に支給する量を増やす。城旦が「安事」をしているのに食糧を増やしたら、犯令の律で擔當官吏を論斷する。：倉(秦律十八種57)

- (21) 城旦が「工」とされている例を擧げておく。

：(上略)：城旦爲工殿者、治(咎)人百。：(後略)：(秦律雜抄18~20)

- (22) 城旦が工となり、成績が最も悪ければ、答百とする。

- (23) 翻譯に際しては里耶秦簡講讀會二〇〇四を参照した。

- (24) 馬・牛・羊・羴・毚・毚食人稼穡、罰主金馬・牛各一兩。四羴毚若十羊毚當一牛。而令擔稼債主。縣官馬・牛・羊、罰吏徒主者。貧弗能贖(債)者、令居縣官。□□城旦舂・鬼薪白粲也、答百、縣官皆爲贖(債)主。禁毋牧毚。〔二年律令293~294〕

馬・牛・羊・羴・毚が他人の穀物を食べたなら、飼い主に罰金を課すること。馬・牛はそれぞれ一兩。羴・毚四頭もしくは羊・羴十頭で一牛に相當する。穀物を搗して持ち主へ辨償させる。役所の馬・牛・羊ならば、吏や徒の擔當者を罰す。貧しくて辨償できない場合は、役所において勞役させる。：城旦舂・鬼薪白粲であれば、答百に處し、役所がいずれも持ち主に辨償する。毚を放牧させてはならない。

- (24) 「城旦司寇」が見えるのは次の睡虎地秦簡である。
母令居貨贖責(債)將城旦舂。城旦司寇不足以將、令隸臣妾將。居貨贖責(債)當與城旦舂作者、及城旦傳堅、城旦舂當將司者、

廿人、城旦司寇一人將。司寇不踐、免城旦勞三歲以上者、以爲城旦司寇。司空律（十八種145、146）

勞役で貴刑・贖刑・負債を償っているものに城旦舂を監督させてはならない。城旦司寇が監督するのに足らなければ、隸臣妾に監督させる。勞役で貴刑・贖刑・負債を償っていて城旦舂とともに作業すべき者、及び城旦傳堅や城旦舂で監督されるべき者は、二十人ごとに城旦司寇一人が監督する。司寇が足らなければ、免老の城旦で三年以上勞役に就いている者を城旦司寇とする。

從來、「城旦司寇」とは「城旦から減刑されて司寇とされた者」と解釋されてきた「フルスウェー一九八五、六六頁、睡虎地一九九〇、五二頁」。それは右條の「免城旦勞三歲以上者、以爲城旦司寇」を「城旦で三年以上服役した者を免じて、城旦司寇とする」と釋したうえでの理解であった。これは文帝十三年の詔に「完爲城旦舂、滿三歲爲鬼薪白粲」とあること、すなわち城旦舂が三年の勞役の後に減刑されていることを意識した理解でもあり、秦勞役刑の刑期をめぐる論争のなかでもしばしばとりあげられた。しかしその一方で「免隸臣妾・隸臣妾」(秦律十八種59)では、「免隸臣妾」を「隸臣妾を免じて」とは讀めないで、こちらでは「免老の年齢に達した隸臣妾」という解釋が示され「睡虎地一九九〇、三四頁」、「免十勞役刑名」という句の解釋に相違があった。ここでは文帝十三年詔を離れ、無期説の立場に立ち、段階的な減刑やそのうえでの釋放、といった事態を想定しないのが筆者の考えでもあるので、「免」をいづれも「免老」の意として解釋した。「城旦」(「城旦舂」という呼稱には「城旦傳堅」というものもあり、こちらは「城旦で版築の業務に専ら携わる者」とされている「睡虎地一九九〇、五二頁」。「司寇」とは職掌を指す語でもあるから、「城旦司寇」も同様に「城旦で司寇の業務に専ら携わる者」と解釋すれば、「城旦十職掌名」に對しても一貫した譯を與えられることになる。

(25) 龍崗秦簡に、「城旦舂が盜賊・亡人を追捕しているとき、盜賊・亡人が禁苑の埽地に入りましたら：(城旦舂其追盜賊亡人出入禁苑栗(？)者得(？)」（龍崗秦簡18）という條文が見える。整理小組の譯に従うなら、城旦舂が警察業務にも携わったことになる。しかしこの簡は斷裂していて、釋文・訓讀に疑問の餘地が残り、かつ「其」字の前で句讀を入れたほうが讀みやすい。「城旦舂。盜賊・亡人を追捕しているとき、盜賊・亡人が禁苑の埽地に入りましたら」と解釋した。

(26) 秦律十八種145、146。注(24) 參照。

(27) 秦律十八種55、56。注(16) 參照。

(28) 二年律令23、24。注(23) 參照。

(29) 若江一九九六も隸臣妾の勞役内容についてまとめるが、ここでは新出史料もふくめて改めて整理した。

(30) 免隸臣妾・隸臣妾垣及爲它事與垣等者、食男子旦半夕參、女子參。倉(秦律十八種59)

免老の隸臣妾、隸臣妾の城垣を建築する者、及び他の、城垣建設と同等の役務に就く者は、男子には朝夕斗方斗、女子には朝夕斗を支給する。倉律

(31) 秦律十八種108では、隸臣・下吏・城旦が工人とともに働いており、同150には「工隸臣」の語が見える。

(32) 隸臣有巧可以爲工者、勿以爲人僕、養。均工律(秦律十八種113)

(33) 秦律十八種145、146。注(24) 參照。

(34) 先行研究は「牢隸臣」を牢獄で、あるいは司法機關で業務に服する隸臣、と理解している。隸臣妾のなかには「宮隸臣」のごとく、「隸臣」の前にそれが屬する場所を冠する呼稱も他に見える。

強與人奸者、府(腐)以爲宮隸臣。(二年律令193)

ここでの「宮」は「宮刑」ではなく、その勞役場所を指すものであろう「三國時代」二〇五、三〇頁。法律答問18の、

可(何)謂宮更人、●宮隸有刑、是謂宮更人。

という一文は、刑(肉刑)の施されていない「宮隸」が存在したことを示唆し、右の推測の傍證となる。「牢」が犯罪者を收監する場所であることは、『漢書』五行志上の、

この歳、廣漢の鉗子謀りて牢を攻め、死罪の囚鄭躬等を冀い、庫兵を盗み、吏民を劫略し、繡衣を衣、自ら號して山君と曰い、黨與濫や廣し。『師古曰く、…牢、重囚を繋ぐの處。』

から知られる。尹灣漢簡の東海郡吏員簿には「牢監」なる官名も見える。

- (35) …(前略)…隸臣妾老弱及不可誠仁者勿令。…(後略)…(秦律十八種184行書律)

…隸臣妾のうち老人や子供、及び誠實ではない者にやらせてはいけない。…

- (36) …(上略)…正月丁酉旦食時隸妾冉以來…(下略)…(J1⑧157B) …(上略)…鉅手丙辰水下四刻隸臣尚行…(下略)…(J1⑨005B)

- (37) …(上略)…隸臣田者、以二月月粟二石半石、到九月盡而止其半石。春、月一石半石。…(下略)…(秦律十八種49⑤2)。

隸臣の農作業に就く者には、二月から月に二石半石を支給し、九月がおわるとそのうち半石を削る。春は月に一石半石。

「隸臣田者」には二月から九月までは月に禾二五石が、それ以外の月には二石が支給された。公の仕事に従事している隸臣には毎月禾二石の支給が標準であったので、「田者」は二月く九月の間、つまり農繁期には半石だけ優遇されていたことになる。

- (38) 可(何)謂耐卜隸、耐史隸。卜、史當耐者皆耐以爲卜、史隸。●後更其律如它。(法律答問19)

「耐卜隸」「耐史隸」とは何か。卜や史で耐刑に相當する者はいずれも耐して卜・史隸とするのである。●後にその律を改訂して他と同じようにした。

- (39) 秦律十八種145④146。注(24)参照。

- (40) 釋文は袁仲一一九八七に據った。

- (41) 東武縣は瑯邪郡の所屬(『漢書』地理志での所屬。以下同じ)。博昌縣は千乘郡、楊民(氏)は鉅鹿郡、平陰縣は河南郡、蘭(蘭)陵縣は東海郡。

- (42) 注(10)所引の秦律十八種134參照。

- (43) 「任徒」とは保證人のいる「徒」のことであろう。洛陽の刑徒墓から見つかった刑徒磚には「無任」と「五(伍)任」の別が記されており、「任」とは保證(保證人)の意味であり、その有無によって装着される刑具に違いが生じることが指摘されている(富谷一九九八)。「華陽國史」十中「廣漢士女」には「(左)通徒を任ずるも徒の逃ぐるに坐す」なる一文が見え、徒が逃亡した場合には保證人が罪せられたことが窺える。

- (44) 「徒隸」については池田二〇〇五が廣く用例を集め、その中には官有奴隸も含まれると論じる。

- (45) 卅二年正月戊寅朔甲午、啓陵鄉夫敢言之。成里典・啓陵郵人缺。除士五成里四・成、成爲典、爲郵人。謁令尉以從事。敢言之。(J1⑩157A裏面は略)

始皇帝三十二年(前二五)正月戊寅朔甲午、啓陵の鄉衛夫が申し上げます。成里の里典・啓陵の郵人に缺員があります。士五で成里の四・成を叙任し、成を里典とし、四を郵人にしようと思ひます。どうか尉に命じて手續きさせてください。以上申し上げます。

- (46) 城旦舂衣赤衣、冒赤幘(氎)、拘幘櫟杖之。仗城旦勿將司。其名將司者、將司之。…(後略)…(二年律令147)

城旦舂は赤衣を着用し、赤いフェルトの頭巾をかぶり、枷・首繩・足かせをつける。仗城旦は監督されなない。監督すると明記されている場合は、そうする。…

- (47) 二年律令において、肉刑とともに科せられる勞役刑は城旦舂だけであ

(48)

る。ただし睡虎地秦簡には「刑隸臣」「刑隸臣」の語が見える。そのうち、「刑隸臣」が實際には存在しない刑罰であったことは、前稿で言及した「宮宅」二〇〇、一八頁。「刑隸臣」は秦律の時代、確かに存在していたようだが、その一方で「刑隸臣とは何か」と訊ねる法律答問(110簡)もあり、實際には殆ど行われていなかったことを窺わせる「石岡一九九九」。韓樹峰二〇〇五は秦代には鬼薪白粲や隸臣妾にも肉刑が併科されていたとし、その存在自体は認めるものの、併科される例がごく僅かであることを指摘し、刑罰體系整理の結果、二年律令の時代になると肉刑は城旦舂のみと併科されるようになったと説く。

冨谷一九九八は睡虎地秦簡を分析し、耐刑とは刑罰の種類を指す總稱で、「刑(肉刑)」という語と對になり、「肉刑を施さない、肉刑を加えた勞役刑に比して勞働を伴う軽い刑」を指すとする「第1編第二章」。ただし睡虎地秦律の中には「これを耐にせよ」とのみ規定する條文があり、「耐刑」が刑の總稱ならば、一體耐刑に屬すいづれの刑が適用されたのか、判斷がつかない事例もあった。だが二年律令90簡の冒頭部分がその疑問を解消した。そこに見える「有罪當耐、其法不名耐者、庶人以上耐爲司寇」とは、「耐刑に相當する罪を犯したが、法文にどの耐刑に處すべきか明記されていない場合は、庶人以上は耐司寇にする」の意味であり、従って法文に「これを耐にせよ」とのみある場合は、庶人以上であれば耐司寇刑が適用されたことを示す「三國時代二〇〇四、一七六頁」。二年律令には贖刑の種類として贖死/贖城旦舂・鬼薪白粲/贖斬・腐/贖刺・黥/贖耐/贖遷という區分が見え(119簡)、これからすると、「耐刑」とは耐司寇と耐隸臣妾を指したことになる。

(49)

この論據となるのは次の睡虎地秦簡である。

：(前略)：公士以下居贖刑罪、死罪者、居於城旦舂、毋赤其衣、勿拘櫛櫛杖。鬼薪白粲・羣下吏毋耐者、奴妾居贖賞(償)於城旦、皆赤其衣、拘櫛櫛杖、將司之。其或亡之、有罪。葆子以上

居贖刑以上到贖死、居於官府、皆勿將司。：(後略)：(秦律十八種133)

：公士以下で肉刑・死刑を勞役で贖う者は、城旦舂の勞役に就いても、その上着を赤くせず、枷もはめない。鬼薪白粲や羣下の吏で耐罪ではない者、私人の奴妾で贖刑・賞刑・負債のために城旦の勞役に就く者は、いづれも上着を赤くし、枷をはめ、これを監督する。これを逃亡させたなら、罪に問われる。葆子以上が肉刑以上から死刑に到るまでを勞働で贖うときは、官府で勞役に就き、いづれも監督はつけない。：

右の條文には錯簡があるという指摘もあり「堀一九七七」、宮宅二〇〇〇ではその指摘に従って、鬼薪白粲には枷や赤衣が強いられなかったものと理解した。これに對し、かならずしも錯簡を想定する必要はないという批判を頂いた「瀬川二〇〇三」。初山明氏からも同様の指摘を頂戴した。前稿の解釋は撤回し、ひとまず文章を入れ換えないで理解しておきたい。前稿では鬼薪白粲が特權保有者用の刑罰とされた理由を枷・赤衣が強制されない點に求めたが、彼らにも枷などがつけられていたとすると、残る城旦舂と鬼薪白粲との相違點は、鬼薪白粲には肉刑が併科されないという點のみとなる。それならば、完城旦舂と鬼薪白粲との間には、實質的な相違がないことにもなり、特權者にわざわざ鬼薪刑が適用される意味がはつきりしない。あるいは城旦舂と鬼薪白粲との間に處遇の上での差違は殆どなくなっていたのであろうか。

(50)

こうして他所で繼續して役務につく場合は、役務地において名籍に登録された。睡虎地秦簡には、

隸臣欲以人丁鄰者二人贖、許之。其老當免老、小高五尺以下及隸妾欲以丁鄰者一人贖、許之。贖者皆以男子、以其贖爲隸臣。女子操敗紅及服者、不得贖。邊縣者、復數其縣。倉律(秦律十八種61)

隸臣が二人の成人の身柄を差し出して刑を贖おうとするならば、これを許す。免老の部類に屬す老人や身長五尺以下の子供及び隸妾が一人の成人の身柄を差し出して刑を贖おうとするならば、これを許す。贖刑に差し出されるのはいすれも男性とし、その者は隸臣とされる。女子で刺繡や衣服作成に従事している者は、刑を贖うことができない。邊縣の者は、その戸籍を元の縣にもどす。倉律。

なる一條が見え、末尾に、刑を贖った者はその戸籍が原籍に送り戻されたところ。原籍から遠く離れた場所に送られた隸臣妾は、役務地名籍に登録されていたのであろう。

(51) まず「家室」が家屋を指している用例を挙げる。

封守 郷某爰書、以某縣丞某書、封有鞠者某里十五(伍)甲家室・妻・子・臣妾・衣器・畜産。●甲室・人、一字二内、各有戸、内室皆瓦蓋、木大具、門桑十木。…(下略)…(封診式8~9)臣請處蜀郡嚴道邛邛、遣其子母從居、縣爲築蓋家室、皆虞食給薪菜鹽鼓炊食器席蓐。(『史記』淮南衡山列傳)

けれども用例としては「家族」を意味するものが多い。

勝怒、捕繫武臣等家室、欲誅之。(『漢書』陳勝列傳)

上以賢難歸、詔令賢妻得通引籍殿中、止賢廬、若吏妻子居官寺舍。

(『漢書』董賢傳)

(52) 里耶秦簡の一連の木牘(J1①1~12)は、居賢する者—おそらくそのために邊境防備に就いている者—について、司空が罰金の未拂い分の確認をその者の居る縣に依頼したものである。そこでは陽陵縣出身の者達が遷陵縣に配置されていた。

(53) フルスウェー一九八五や睡虎地一九九〇は「總冗」を「更隸妾を集合させる」という方向で解釋しているが、筆者は「總冗」を「總冗隸妾」の略と見、本文のように理解した。

(54) 『史記』『漢書』において「冗」字は「散」の意と注釋されており(『漢

書』食貨志「冗作縣官」への師古注など)、「冗官」も「散官」の謂とされている。「冗」が「特定の職務を持たない」という意味を持つのであれば、交代制ではないことが「冗」と表現されるのと、相通じる面がある。

(55) 李均明二〇〇二は、「收」には廣義と狹義があり、廣義のそれは犯罪と關わりのある人間を捕らえることも含む、とする。確かに「收」には「收捕」の意味もあるが、筆者は、少なくとも現在「收律」に分類されている條文中の「收」は、沒收の意で解釋できると考えている。

(56) 二年律令や睡虎地秦律において、「收人」はしばしば隸臣妾と置置される。完城旦舂刑徒本人よりも、刑の重さは一等軽いと見なされたためであらう。その他の具體的な處遇において隸臣妾と共通する部分があったのかは、定かでない。

(57) 睡虎地一九九〇はこの條文にみえる「收」を「收贓」の意とし、かつ「收贓」よりも「守贓」の方が重く、と論じる。フルスウェー一九八五も同様である。富谷一九九八がすでに批判する通り(二三四頁)、この箇所のみ「收」を「收贓」と釋するのは「貫性に缺け、かつ沒收と譯した方が意味も通る。ただし「守贓(贓)」の意味するところや、法律上での位置づけは確としない。贓物とは知らずに所持していたことが「守贓」であるなら、それが如何なる刑に相當したのか、あるいはそもそも刑罰の対象になったのかすら定かでない。

(58) 隸臣妾其從事公、隸臣月禾二石、隸妾一石半。其不從事、勿粟。小城旦、隸臣作者、月禾二石半石、未能作者、月禾一石。小妾、春作者、月禾一石二斗半斗、未能作者、月禾一石。嬰兒之母(無)母者各半石、雖有母而與其母冗居公者、亦粟之、禾月半石。隸臣田者、以二月月粟二石半石、到九月盡而止其半石。春、月一石半石。隸臣、城旦高不盈六尺五寸、隸妾、春高不盈五尺二寸、皆

爲小、高五尺二寸、皆作之。倉律

隸臣妾で公の役務に従事している者は、隸臣は月に禾二石、隸妾は月に一石半の支給を受ける。従事していない者には、支給しない。小城旦や小隸臣で作業に就く者には、月に禾一石半、石、まだ作業に就けない者には、月に禾一石。小妾や小春で作業に就く者には、月に禾二石二斗半、また作業に就けない者には、月に禾一石。嬰兒で母がいけない者にはそれぞれ半石、母がいても、その母とともに公の役務に就く者には、これにも支給を行い、禾月に半石とする。隸臣の農作業に就く者には、二月から月に二石半石を支給し、九月がおわるとそのうち半石を削る。春は月に一石半石。隸臣・城旦で身長が六尺五寸に満たない、隸妾・春で身長が六尺二寸に満たない者は、いずれも「小」とし、身長が五尺二寸になれば、いずれも作業に就かせる。倉律以上の條文は城旦春と隸臣妾についてまとめて述べるため、解釋しにくいところもあるが、筆者は以下のように解釋した。

隸臣妾が公務に就けられていないとき、支給量は左の通り。

隸臣本人	月に二石	小隸臣作者	一・五石	同未作者
一石	嬰兒	半石（母が面倒を見られないときに限る）		
隸妾本人	月に一・五石	小隸妾作者	一・二五石	同未作者
一石				

公務に就いていないとき、いずれも支給されない。

小城旦等への支給

小城旦作者	一・五石	同未作者	一石	嬰兒	半石（母が面倒を見られないときに限る。城旦春の子供も、母と引き離せないうちは、母が養育する。）
小春作者	一・二五石	同未作者	一石		

(59) 秦律十八種49、52（前注）の冒頭部分にある「其不從事、勿粟」は條

文全體にかかる大原則であると解釋した。

(60)

たとえば干振波二〇〇四は、實際には田宅の支給は行われておらず、支給額として規定されている數字は、各階層の人間が所有しうる田宅の限度額を示しているに過ぎない、と主張する。

(61)

封守 鄉某爰書。以某縣承某書、封有鞠者某里十五（伍）甲家室、妻、子、臣妾、衣器、畜產。……（中略。甲の財産狀況の記錄……）幾訊典某某、甲伍公士某某、甲黨（倘）有「它」當封守而某等脫弗占書、且有罪。某等皆言曰、甲封具此、毋（無）它當封者。即以甲封付某等、與里人更守之、待（待）令。（封診式8、12）

差し押さえる。郷の某の爰書。某縣の縣承某の書狀に従って、取調を受けている某里の士伍甲の家室・妻子・臣妾・衣服器物・畜産を差し押さえた。……里典の某・甲の同伍の公士某を「甲がまだ

他に差し押さえるべきものを所有していて、それなのにお前たちが漏らして申告していなければ、罪に當たるぞ」と訊問した。某らは「甲の差し押さえるべきものはこれで全て備わっており、他に差し押さえるべきものはありません」と答えた。そこで差し押さえたものを某らに任せて、里人とともに交代でこれを見張らせ、命令を待たせた。

(62) 當收者、令獄史與官畜夫、吏襍封之、上其物數縣廷、以臨計。（二年律令179）

沒收すべき場合は、獄吏・官畜夫・役人に合同で封印させ、その内容と數を縣に上申させて、臨檢する。

(63)

子告父母、婦告威公、奴婢告主、主父母妻子、勿聽而棄告者市。（二年律令133）

子が父母を告し、嫁が姑を告し、奴婢が主人や主人の父母妻子を告しても、受理してはならず、告した者は棄市。

(64)

第二章第四節に引いた法律答問（15、16）で、夫の盜罪を妻が事前に知っておれば同罪、知らなければ沒收、とされているのが、そのこと

を物語る。

(65) 父母を賊殺傷した場合は、本人は梟首(二年律令34)。牧殺父母・毆詈

父母の場合は棄市(同35)

(66) 略人者、不和爲略。『唐律疏議』名例一八 疏議

(67) 〔前略〕諸豫劫人者錢財、及爲人劫者同居智(知)弗告吏、皆與劫人者同罪。劫人者去、未盈一日、能自頗捕、若偏(徧)告吏、皆除。

(二年律令71、73)

：およそ誘拐犯に錢財を供與したり、誘拐された人の同居家族が知っていながら吏に通告しなかったら、いずれも誘拐犯と同罪。誘拐犯が立ち去り、一日未滿に自らいくらか捕らえることができるとき、若しくは相當な者を官吏に通告したときは、いずれも免除する。

(68) 富合一九九八は、漢代の族刑は腰斬刑に當てられた者に適用されるとき、緣坐が特定の刑と結びついていることを主張する。確かに、漢代に族刑とされたのは多くが大逆不道罪を犯した者で、大逆不道に對する刑罰は腰斬であつた。けれども二年律令からは、腰斬刑とされた者に、常に族刑が適用されたとは限らないことが讀みとれる。

僞寫皇帝信璽、皇帝行璽、要(腰)斬以旬(旬)。(二年律令9)

皇帝信璽・皇帝行璽を僞造した場合は、腰斬してみせしめにする。

徼外人來入爲盜者、要(腰)斬。(後略)。(二年律令61)

境外の人がやつて來て盜みを働いた場合、腰斬。

右の二つの規定には、「父母妻子同產は…」という言及は見えない。族刑とされるか否かは、やはり犯した罪の中味によって決まると考えておきたい。

(69) これに加えて、二年律令に死文が残っていたという可能性、すなわちそれが呂后二年のものであつたとしても、前年の改正を承けての條文改訂がまだ行われていなかった、という可能性も残る。けれどもここ

では『史記』『漢書』間の相違にむしろ注目して、改制の實效性を疑う立場をとった。

(70) 富合一九九八は「收」と「坐」を並置させる解釋を否とし、兩者は同じことをいったもので、文帝がここで廢止したのは「官奴婢として沒收される緣坐であつた」(二四九頁)と結論する。だが「收」と「坐」が繰り返し並置されることは無視しがたく、ここでは採らなかった。

(71) 盜鑄錢者不可禁、乃重其法、一家鑄錢、五家坐之、沒入爲奴婢。『漢書』王莽傳中)

(72) 晉・梁の劫罪に對する科罰規定を擧げておく。

義熙五年、吳興武康縣民王延祖爲劫、父睦以告官。新制、凡劫身斬刑、家人棄市。『宋書』何尚之傳)

劫身皆斬、妻子補兵。遇赦降死者、贖面爲劫字、髡鉗、補治鎖士終身。『隋書』刑法志 梁)

(73) 『史記』漢興以來將相名臣年表に「(高后五年)令戍卒歲更」とある。

(74) 晁錯傳の原文は「乃募募人及免徒復作令居之、不足、募以丁奴婢贖辜及輸奴婢欲以拜爵者、不足、乃募民之欲往者。皆賜高爵、復其家。」となつてゐる。ここの「募人及免徒復作」には「張晏曰、募民有罪自首、除罪定輸作者也、復作如徒也。臣瓚曰、募有罪者及罪人遇赦復作、竟其日月者、今皆除其罰、令居之也」という注がついており、それに從つて譯出した。臣瓚注に據れば、免徒復作とは恩赦に遇つた後、なおも勞役に就いて残りの刑期を滿了する者である。ここでは「免じられる」契機として恩赦が想定されるのみであるが、晁錯の言がなされた時期からすれば、有期化が實行された後に多く生じるであろう、刑期を終えて免じられた刑徒たちも念頭に置かれていたのではないか。刑期を終えた刑徒が如何に扱われ、如何にして「社會復歸」したのか、という問題がここから改めて浮かび上がってくる。石岡二〇〇〇は「復作」の分析からこの問題に切り込んだものである。

(75) 「五月、令田半租」(『漢書』景帝紀)。食貨志では「孝景二年、令民半

- 出田租、三十而稅一也」とされ、景帝二年（前一五五）のこととされる。
 (76) 又加月爲更卒、已復爲正、一歲屯戍、一歲力役、三十倍於古。〔漢書食貨志上〕

【引用文献表】

- 池田夏樹 二〇〇三「戰國秦漢期における贈刑制度」『中央大學大學院研究年報』第三二號（文學研究科篇）
 池田夏樹 二〇〇五「戰國秦漢期における徒隸」『帝京史學』第二〇號
 石岡浩 一九九九「秦時代の刑罰減免をめぐる秦簡に見える「居官府」から」『史滴』第二〇號
 石岡浩 二〇〇〇「漢代有期勞役刑制度における復作と弛刑」『法制史研究』五〇
 石岡浩 二〇〇一「書評「秦漢時代の爵と刑罰」」『法制史研究』五一
 石岡浩 二〇〇二「兩晉・南朝の劫罪にみる肉刑と治土」池田溫編『日中律令制の諸相』（東方書店）
 三國時代出土文字資料の研究班 二〇〇四「江陵張家山漢墓出土「二年律令」譯注稿 その（一）」『東方學報』京都第七六冊
 同 二〇〇五「江陵張家山漢墓出土「二年律令」譯注稿 その（二）」『東方學報』京都第七七冊
 滋賀秀三 一九七六「中國上代の刑罰についての一考察——誓と盟を手がかりとして——」滋賀秀三・平松義郎編『石井良助先生還暦祝賀 法制史論集』（創文社）、同『中國法制史論集 法典と刑罰』（創文社、二〇〇三）所収
 瀨川敬也 一九九八「秦代刑罰の再検討——いわゆる「勞役刑」を中心に——」『鷹陵史學』第二四號
 瀨川敬也 二〇〇三「秦漢時代の身體刑と勞役刑——文帝刑制改革をはさんで——」『中國出土資料研究』第七號

- 富谷至 一九九八「秦漢刑罰制度の研究」同朋舎出版
 濱口重國 一九三六 a 「漢代の將作大匠と其の役徒」『史學雜誌』第四七編第一二號、同「秦漢隋唐史の研究」（東京大學出版會、一九六六）所收
 濱口重國 一九三六 b 「漢代における強制勞働刑その他」『東洋學報』第三卷第二號、同「秦漢隋唐史の研究」（東京大學出版會、一九六六）所收
 堀毅 一九七七「秦律刑名攷」『早稻田大學大學院文學研究科紀要』別冊四
 同「秦漢法制史論攷」（法律出版社、一九八八）所收
 牧野巽 一九四二「漢代の家族形態」『東亞學』第四、五輯、同「牧野巽著作集 第一卷 中國家族研究（上）」（お茶の水書房、一九七九）所收
 宮宅潔 一九九八「秦漢時代の裁判制度——張家山漢簡《秦讞書》より見た——」『史林』第八一卷第二號
 宮宅潔 二〇〇〇「秦漢時代の爵と刑罰」『東洋史研究』第五八卷第四號
 初山明 一九八二「秦の隸屬身分とその起源——隸臣妾問題に寄せて——」『史林』第六五卷第六號
 一九九五「秦漢刑罰史研究の現状」（『中國史學』第五卷）
 里耶秦簡講讀會 二〇〇四「里耶秦簡譯注」『中國出土資料研究』第八號
 若江賢三 一九九六「秦律中の隸臣妾」『愛媛大學人文學會創立二十周年記念論集』
 早稻田大學簡帛研究會 二〇〇二「張家山第二四七號漢墓竹簡譯注（一）——二年律令賊律譯注（一）」『長江流域文化研究所年報』創刊號
 渡邊信一郎 二〇〇一「漢代國家の社會的勞働編成」『殷周秦漢時代史の基本問題』（汲古書院）
 袁仲一 一九八七「秦代陶文」（三秦出版社）
 于振波 二〇〇四「張家山漢簡中的名田制及其在漢代的實施情況」『中國史研究』二〇〇四年第一期
 韓樹峯 二〇〇五「秦漢徒刑散論」『歷史研究』二〇〇五年第三期
 邢義田 二〇〇三「從張家山漢簡《二年律令》論秦漢的刑罰問題」『臺大歷史

學報「三」

支強 二〇〇四「張家山漢簡法律文書研討綜述 10. 〈二年律令・具律〉中所

見「刑盡」試解」(《出土文獻研究》第六輯)

徐鴻修 一九八四「從古代罪人收奴刑的變遷看「隸臣妾」「城旦舂」的身分」

《文史哲》一九八四年第五期)

徐世虹 二〇〇四「三環之「刑復城旦舂」繫城旦舂某歲」解」《出土文獻

研究》第六輯

睡虎地秦簡整理小組 一九九〇「睡虎地秦墓竹簡」(文物出版社)

曹旅寧 二〇〇二「秦律新探」中國社會科學出版社

張建國 二〇〇四「張家山漢簡《具律》以簡排序辨正」《法學研究》二〇〇四

年第六期

張政烺 一九八〇「秦律「葆子」釋義」《文史》第九輯)

陳直 一九八〇「兩漢經濟史料論叢」(陝西人民出版社)

傅榮珂 一九九二「睡虎地秦簡刑律研究」(商鼎文化出版社)

彭浩 二〇〇四「談〈二年律令〉中幾種律的分類與編連」《出土文獻研究》第

六輯

楊頌慧 二〇〇四「張家山漢簡中「隸臣妾」身份探討」《中原文物》二〇〇四

年第一期

李均明 二〇〇三「張家山漢簡所見刑罰等序及相關問題」《華學》第六輯

李均明 二〇〇二「張家山漢簡〈收律〉與家族連坐」《文物》二〇〇二年第九

期

李力 二〇〇四「關於〈二年律令〉簡93—98之歸屬問題的補充意見」《出土文獻

研究》第六輯

Hulsewé, A. F. P. 一九八五 *Remnants of Ch'in Law*, Leiden: E. J. Brill

【附記】本稿脫稿後、石岡浩「收制度の廢止にみる前漢文帝刑法改革の發端

——爵制の混亂から刑罰の破綻へ——」《歷史學研究》八〇五號、二

〇〇五、及び初山明「中國古代訴訟制度の研究」(京都大學學術出版

會、二〇〇六)を得た。前者は緣坐制廢止が勞役刑體系に與えたであ

るう影響に着目し、文帝による刑罰制度改革の背景に迫ったもので、

さらに高祖以降の廣範な民爵賜與が肉刑という刑罰の存在を有名無實

化した、との興味深い指摘もなされる。後者には、本論で繰り返し引

用した初山一九九五が、大幅な改訂のうえで收録されている。この改

訂稿は二年律令公表後に表れた新たな有期説にも言及し、無期勞役刑

とは別個に多くの期限付き罰勞働があったことを認め、文帝改制によ

りすべての勞役刑が有期化される際には、それらが雛形となったもの

と論じている。併せて参照されたい。なお本稿は平成一七年度科學研

究費補助金(基盤C2)による研究成果の一部である。